

1971年6月17日第三種郵便物認可(毎月大回5の日・0の日発行)

SSK 無何有郷通信 2022年11月28日発行 SSK増刊通巻第5808号

SSK

むかうのさとつうしん

社会福祉法人上州水土舎

LETTERS FROM NOWHERE

知的障害者授産施設水土舎

2022年11月28日

# 無何有郷通信

## 増刊通巻33号



スウェーデンYokmokk町の

サムハル(寒春)の施設長Yolandaさん

### お歳暮特集号

◇基調講演及び問題定義 東京大学社会学部助教税所真也

成年後見を考える—生活支援からみた身上監護・財産管理—

◇後見制度の社会化をめぐるシンポジウム。事例に添った学習会。

税所信也東大准教、高木博敬医師、弁護士宮澤哲哉弁護士、水土舎職員





# 赤城屋

## Akagi-ya Wurst Ham

Der Metzgerer aus Munchen nach Akagiya  
Weiße Rose/Rote Burg

富岡市後賀723-7

Phone 0274-64-1254 / E-mail akagi-ya@xp.wind.jp



黒毛和牛本来のやわらかさと芳醇な風味を  
塩釜に閉じ込めた逸品です。

塩釜焼き  
ローストビーフ



本場産 黒毛和牛 塩釜焼ローストビーフ 200g 3,500円  
本場産 上州牛 塩釜焼ローストビーフ 200g 3,500円 3,000円

群馬県産 上州牛モモ肉の大きなハンバーグ

上州牛のジューシーな旨味と濃厚な味わい深さが凝縮されています。



本場産 上州牛モモ肉の大きなハンバーグ 100g 1,500円 1,400円

群馬県産

上州黒毛和牛サーロイン・ローストビーフ

目の中でとろける旨味と芳醇な味わいをご堪能下さい。



本場産 黒毛和牛 サーロインローストビーフ 200g 3,500円 3,000円

群馬県産

黒毛和牛モモ肉ローストビーフ

やわらかな肉質と肉に閉じ込められた旨味をご堪能下さい。



本場産 黒毛和牛 モモ肉 200g 3,500円 3,000円

群馬県産

上州牛モモ肉ローストビーフ

人気のローストビーフです。ジューシーな旨味をご堪能下さい。



本場産 上州牛モモ肉 200g 3,500円 3,000円

## 〇オンライン学習会「成年後見を 考えるー生活支援からみた身上 監護・財産管理ー」

### 【講師および話題提供】

税所真也さん 東京大学文学部助教  
宮澤哲哉さん 弁護士  
宮澤法律事務所（群馬県高崎市）  
高木博敬さん 医師 西毛病院院長  
金谷透（社福）上州水土舎理事長  
赤岩順二 水土舎職員 大学教員

### 【日時場所】

令和4年3月4日（金曜日） 13

時〜15時

オンライン形式（Zoom）＋上州水土  
舎（群馬県富岡市）多目的室

## 成年後見の社会化の望ましいあり 方についてー身上監護・身上保 護に焦点をあててー

### 基調講演及び問題定義

### 東京大学社会学研究室助教

### 税所真也

私は、10年程度成年後見を利用  
している関係者から話を聞きながら、

何が問題なのか、どのようなありか  
たが望ましいのか考えてきました。  
大事にしているのは生活者の視点で  
すので、法学ではなく社会学から見  
た成年後見ということで、今回は現  
場目線でのお話をさせていただきま  
す。

成年後見制度に望まれるのは、判  
断能力の不十分性という個人の不足  
を、個人の問題ではなく社会制度に  
よって補い、不便を解消するという  
考え方に立ち、誰が必要に応じて  
使うことのできる制度に作り直すこ  
とだろうと思います。成年後見制度  
が判断能力の不十分な方々の代理的  
な発言・代行の制度的な保障である  
ならば、それを社会で整備するのは  
重要なことです。しかしながら、成  
年後見制度を利用した結果、権利擁  
護が、逆に権利侵害につながってし  
まう例もきかれるように、一方で制  
度に対する慎重論も根強いのが実情  
です。  
知的障害者を支援するうえでは、知  
的障害を抱えるひとりひとりが自身

で行う決定に主眼を置くのではなく、  
他者の自己決定を周囲の人々が尊重  
し実現しようとする態度・関係・組  
織こそが重要になります（江原  
2002: 197-200）。

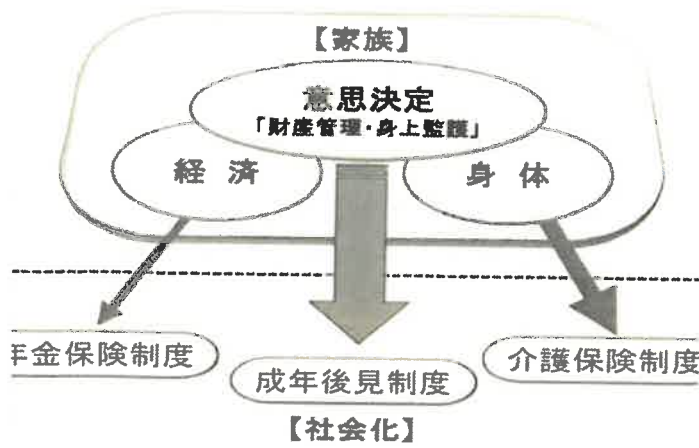
判断能力が不十分であることが問題  
なのではなく、本人が決めたことを  
どこまで汲み取り、支援できるかと  
いう支援者側の態度こそが問われる  
べきであり、（寺本 1999）。「障がい  
者が自己決定できない場合があると  
言いたてる前に、『どこまで自分に当  
事者のメッセージを受け取る能力が  
育ってきたか』をつねに問うべき」  
（中西・上野 [2003]2004: 41）だと  
いう社会学者の言葉は後見人の支援  
においても当てはまるものです。  
残念ながら、現行の成年後見制度は、  
その運用面において、後見人に上記  
のような支援的態度を要求していま  
せん。この点が改善されない限り、  
成年後見制度は危険で使えないとい  
う意識を払拭できず、制度がこれ以  
上急激に広まっていくということも  
難しいだろうと推察いたします。

今回の学習会では、社会学の立場か  
ら、成年後見制度、とくに身上監護・  
身上保護の社会化について、参加者  
とともに議論したいと思っています。  
そこでキーワードとなるのが、「協議  
の場の社会化」と「生活支援の社会  
化」です。

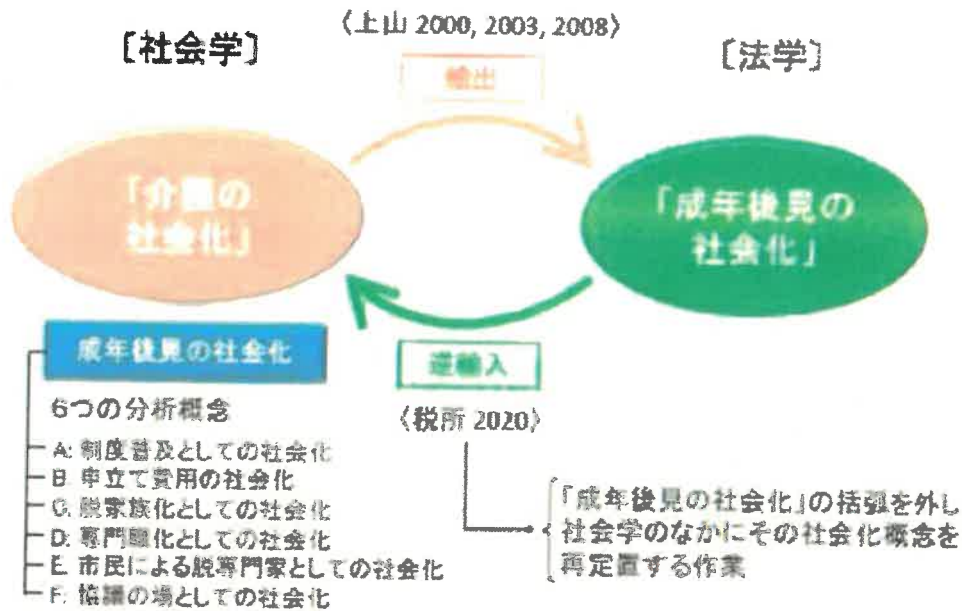
協議の場の社会化とは、いわゆる  
本人の意思というものが、本人にか  
かわるアクターのなかで、独自に立  
ちあがるものであることから、そう  
したアクターを通じて表現され、浮  
かび上がる本人の意思を、後見人を  
含めた支援者間ですり合わせていく  
ことが大切であること、そして本人  
の意思を協議する場が設定されるこ  
とが想定されるべきだということ  
提起するものです。

また、生活支援の社会化とは、後見  
人に求められる役割を、財産管理・  
身上監護という二元論で議論するの  
ではなく、それらを両者を包摂する  
概念として、生活支援という観点を





おき、そこから後見人の支援のあり方を考えていくべきではないかという主張を込めて論じた言葉です。現場で生活者に寄り添う支援者にとつては、財産管理や身上監護より先立つものが本人の生活をまわしていくための生活支援であり、そうした観点から後見人の位置づけを見直すことで、成年後見制度のいまとは異なる、べつのかたちがみえてきます。学習会では、参加者とともに、こうしたことを議論したいです。



それでは私のプレゼンを始めます。法律専門ではなく社会学の立場から、こんなことを考えてきたということをお聞きいただければ幸いです。成年後見制度は、権利擁護制度の

一つであることは疑いえない。しかしこれが権利侵害に当たってしまうこともある。知的障害・認知症高齢者の方を支援するとき支援者がどういう立場で支援すべきかをいくつか引用した。読んでみると、知的障害者を支援するうえで、知的障害を抱える一人一人が自身で行う決定に主眼を置くのではなく、他者の自己決定を周囲の人が尊重し実現しようとする態度・関係・組織こそが重要になる。これは判断能力が不十分であるというのを本人が解決すべきハードル・ハンデキャップとして考えるのではなく、周囲の在り方

## 図 報告者のこれまでの研究内容

支援すべきかをいくつか引用した。読んでみると、知的障害者を支援するうえで、知的障害を抱える一人一人が自身で行う決定に主眼を置くのではなく、他者の自己決定を周囲の人が尊重し実現しようとする態度・関係・組織こそが重要になる。これは判断能力が不十分であるというのを本人が解決すべきハードル・ハンデキャップとして考えるのではなく、周囲の在り方

によってその障害の在り方・現れ方が変わってくるという、いわゆる社会モデルという言い方になるのだが、それに基づくものだ。こういった考え方が社会的な考え方だと思える。医学におけるリハビリテーションで、本人が解決していく課題から社会の方の課題として受けとめていく、それでハンデキャップを解決していくという考え方がここに現れている。判断能力が不十分であることが問題なのでなく、本人が決めたことをどこまでくみ取り支援できるかという支援者側の態度こそ問われるべきである。障害者が自己決定できないと言いつつ前に、どこまで自分が障害者当事者のメッセージを受け止められる能力が育ってきたかというのを、常に自分に問うべきだという社会学者たちの言葉は、後見人の支援にも当てはまるものだ。しかし成年後見制度には残念ながら成年後見人にこれを問うところまでいていない。制度上、そういう後見人の姿勢が望ましいと語られることは

あったとしても、担保されないまま制度が走り続けているということが大きな問題点なのではないかと思う。だから権利擁護の制度が権利侵害につながってしまうというのは、後見人の側の聞く姿勢というのがそのまま担保されきれてないからだ、と社会学のうえで考えている。

後見人は誰がやるのがいいかというのを、私なりに社会学の立場から検討してきたので、今から2つの事例を紹介する。

一つ目の事例は、知的障害者（重度自閉症）の後見人が福祉専門職と対立し、裁判にまで至ったという事例。

これは、知的障害者本人の居住の場をめぐって後見人とトラブルになった事例。複数の支援者による支援では、代弁者の役割をめぐって後見人と福祉専門職・ケースワーカーが対立することがあり得る。今回の構図は福祉専門職と後見人および協力関係にある本人の姉の間で大きな対立が生まれた。本人の姉が、生活を

施設が丸抱えしていることに不満を抱いていた。そこで後見人を付けて本人を施設から連れ出せないか・他の生活場所に移せないかというようなことを考えたことから大きなトラブルになったという事例だ。

### 事例 法定後見（専門職後見）

事例の概要は、1980年から知的障害者のグループホームを運営してきた社会福祉法人と本人の居場所・生活の在り方（意思決定）をめぐって親族および後見人と対立した事例。

2011年に起きた。本人（A氏）は、60代男性で重度の知的障害と自閉症がある。

本人は療育手帳▷判定の重度知的障害と自閉症があるが会話は可能。家族には県外で飲食店を営む両親と身体障害がある姉がいる。両親が亡くなり、地域で歩行者への暴力を起すなどして家族の限界もあり1980年代から当該社会福祉法人で暮らして、すでに30年以上社会福祉法人のグループホームで暮らしていた。

自閉症の本人の30年以上の安定した生活を壊してまで本人の居場所・生活を変えることがどうなのかということが問われていた。両親が亡くなり、本人に弁護士の後見人（C氏）がついた。申立人は本人の姉（当該社会福祉法人の理事長（X氏）との関係性が悪くなり距離をおいていた）。姉は本人と近いところで暮らしたいということと本人の居住施設を変更したいと訴えた。弁護士は姉の言い分を聞いて本人の居場所を移すよう手続きを進めた。

社会福祉専門職（X氏）は、当該法人での暮らしを本人が望んでいると信じていた。ここで本人は喜んで生活しているのになぜ移すのか、というところで福祉法人の理事長（X氏）は話し合いの場を持つとしなかった。後見人が住所を移そうとして施設に来た時も、本人の身柄引き渡しを拒否した。後見人は身柄を引き渡すように迫って何度かやり取りがあった後、最終的には人身保護法の人身保護請求で訴えてきた。後見人は

専門職の理事長に対して家庭裁判所まで訴えた。つまり社会福祉法人がこの本人の心身を拘束していると捉えた。福祉法人の言い分としては、本人が連れ去られるのを防ぐため、本人を守るため、という言い分があった。本人を守るため、という言い分があった。結局どう解決されたかというと、大阪の障害者運動の先駆者のB氏の仲介によって解決が図られ、人身保護請求は取り下げられて引き続き当該社会福祉法人で生活している。

これをどのように私が考察したかということとは、本人の意思をそのままのみにしてよいのかと法律家（後見人）は考えた。判断能力が十分だから成年後見を利用しているはずなのに、本人がここにいたいという意思をどこまで鵜呑みにしてよいか。本人について姉と専門職の双方の意見を聞こうとしたが、福祉専門職が非協力的で、後見人への敵意も感じ実現しなかった。施設側の協力が得られず本人との面会も選任時のあいさつにとどまらざるを得な

かった。後見人はこれをどう見たかという、姉の意見として、①本人は自由に施設を移動できる自由があるはず。②なぜ他の施設での生活の可能性も試すことができないのか。③本人の金銭が施設でどのように管理されているか不透明で不安に感じているか。

また、施設側は金銭トラブルや横領が心配されたが適切に管理されていた。虐待等もなかった。というのが最終的な結論だった。

しかし、福祉専門職（理事長）の側でも、しっかりと開示する努力を欠いていたというのも事実で、この不安を解消するような努力はしなかったといえる。

後見人として認識不足だったのは、自閉症のことやその対処の仕方（生活の場を安定させるには長い時間がかかり、それを安易に変えるのは大変な苦勞・困難を伴い場合によっては不安行為が再び出てきてしまうという）ことまでは弁護士としては知識不足だった。ということもあった。

結果として本人は今も当該社会福祉法人で暮らすことになり、後見人と月に一度会計上のやりとりを行い、夏に年1回訪問を受ける程度。

これで、メダシメダシでよいのかという議論の要点としてある。

福祉専門職には、後見人が本人の意思に反して本人の生活の場を変えようとしているように思われた。福祉専門職の反発もあり、本人を交えて後見人と、本人の意思決定と生活のあり方について協議する場が持たれなかった。この協議する場ということがとても大事だと思う。成年後見という身上監護・身上保護と意思決定・財産管理を社会化するという点においては、それを皆に開いていくということが内在しているはずだと考えられる。これまではそれは特定の親族であれば親族、皆さんの事例であれば兄によって握られつつあるのだと思うが、それを、成年後見を使うことによって社会に開いていくケアのマネジメントとかをみんなで議論するものにしていくことが

成年後見の社会化だとすればこの協議する場が設定されることが前提だと考えられる。

また、本人の意思のとらえ方に福祉専門職と法律専門職との間で違いがみられた。福祉専門職は本人の意思はある、ここに住みたいと言っているし表情を見ればわかると考え、法律専門職は、それは鵜呑みにできないのではないかというわけだ。

身近で暮らす福祉専門職のB氏がどのように見ていたかというのを紹介してみると、この本人は、テレビの漫才に興味を示す。知っている音楽が聞こえると、例えば「これはキヤンディーズだな」などと反応する。予定を伝えておかないと混乱する。嫌な時には嫌とはっきり言うので明確な意思がある。数年前障害者向けのコンサートに本人が姉と一緒にいくのに同行した際の様子も、姉と一緒にいることに照れている様子だったが嫌がついているという様子もなかった。姉が親身に心配している様子もうかがえた。姉が近くで暮らした

いという率直な気持ちが感じられた。ということ、この時点での兄に対する印象は理事長とは若干異なっていた。本人も姉と暮らしたいという気持ちがないわけではないとみられていた。日曜日に何をしたいのかと尋ねると、ドコドコに行きたいとはつきりと述べる。これは明確な意思があるといえる。多くはA氏が育った場所の近くに行くことを希望する。そこは車で30分くらいの場所だが時折失踪し、それらの場所の付近で発見されることもあった。そういうことがあってもグループホームへ帰ることを拒否したことは無い。したがってA氏がグループホームを自分の家であるとわかっている、時には自分の生まれ育った愛着のある場所を訪れる気持ちが高まることはあってもグループホームがいやであるということとは無いということだ。A氏は事前に伝えておけば旅行に行くことや新しい場所で作業を行うことも可能であるということ、パニックを起こすことにつながらないので新

しい生活を試してみるところもできそうだとということ。福祉専門職X氏によれば、本人A氏のそばで過ごしたいという気持ちは本人の立場に立った親身なものではないと受けとめられていたわけで、ゆえに福祉専門職は姉の気持ちを退け本人を保護したいと認識していたのだが、Y氏によれば本人は姉と会うことは楽しんでいて、本人の意識をめぐってどうしたいのかという意味では、必ずしもホームにいることが全てではないというように、Y氏の考えは少し異なっていて異なる見解がみられたことがわかった。

福祉専門職と法律専門職との、本人意思の扱いの違いが大きすぎれ違いが生まれていったところに問題が伏在していた。福祉専門職は本人の意思があると言っているのに、その本人の意思の扱いが法律家とは違っていた。

支援における情報源という意味でも問題があったと考えられていて、本人の意見を後見人が直接面会で確

認することはできなかった。その理由としては、親族(姉の親族)によって申し立て手続きがなされた当初から福祉専門職が非協力的で敵意がみられた。後見人は施設の方の協力が不可欠と思いつながらも本人と会うことができなかった。後見人が本人の意思を推定するための情報源は、唯一の親族の姉に絞られてしまっていた。これも問題の一つだと思おう。

本人の意思をだれが代弁することができるかについて、福祉専門職は、本人に会っていない後見人と、30年近くA氏と会うことがなかった親族(姉)には本人の意思は分からないと考えた。後見人は本人の意思を知るためには、親族と福祉専門職の双方の意見を知る必要があると認めつつ、実際は福祉専門職X氏との関係が良好でなかったために、A氏とA氏をよく知る福祉専門職Y氏に会えず、親族のみの意見から本人の希望というのは施設を移ること・生活の場所を動かすことだと主張せざるを得なかった。

人身保護請求までいつてしまったのは、一度施設から本人が出てしまふと戻ってこないという危機感を理事長は感じていた。本人にとって何が望ましいことなのかという、最善の利益をめぐっておきた専門家同士の対立であったのかなと総括できる。

この事例は、いくつものパターンが考えられる。今回の事例は、福祉専門職と親族の意向を受けた後見人が対立した図式でしたので、図(福祉専門職と第三者後見人・親族の間に線がひかれる)福祉専門職が後見人と親族との意向に衝突・対立する事案です。今回の事例からこういふことは他にも考えられて、親族と福祉専門職が(結託して)同じ方向を向いていて、後見人が孤立するといふこともあり得るだろうと思う。あるいは後見人と福祉専門職が結託して親族が孤立することもあり得る。いろいろパターンがあり得て、後見人の選任が、それまでは親族と福祉専門職の二者関係だったものが、財産管理と意思決定・身上監護・身上

保護を法的に代理する立場の者がここに加わるることによって、衝突するリスクをはらんでくる。でもそれは必ずしも悪いことではなくて、それまでは本人のケアマネージメントが(親族と福祉専門職だけの)閉じられた閉鎖的な関係性の中で行われていたわけだが、第三者成年後見人Bが入ってくることで、ケアのあり方・財産管理のあり方が「協議するもの」「開かれたもの」になるという言い方ができるので、ここには後見人や福祉専門職を通じて地域のケアマネージャーとかデイサービスの関係者とか病院の関係者とかのいろいろなアクターが集まって本人の最善の処遇を話し合っていくというのが後見制度の社会化に込められたものだったのではないかと、本人の処遇を皆で協議していくということだ。

本人の意思が不明瞭(判断能力が不十分)というのは、本人の主体性が揺らいでいく中でそれがどういふ本人の意思なのかというの、把握の仕方が接する者によって少し異なる

っている。だからこそ本人の意思がどこにあるのかというのは多角的に  
関与するアクターを集めてとらえて  
いかなければならない。それで本人  
のケアマネージメントを協議する場  
で本人の最善の利益を導き出すこと  
が必要である。ただ、そこで得られ  
た最善の利益というのもあくまで現  
時点の最善の利益であって、その都  
度関係アクターが集まって協議する  
場が再設定されて導き出されていく  
ものだとすべきだ。

## 事例 任意後見(市民後見・法人 後見)

生活協同組合(成年後見ワーカーズ  
コレクティブ)市民による法人後見  
の事例

こちらの事例は、後見制度がリスク  
(権利侵害)をはらむ危険な制度と  
もいえるので、既存の制度をどのよ  
うに使えるのかを考えたときに、  
私が出会ったのがこの福祉クラブ生  
活協同組合の成年後見サポート・ワ  
ーカーズ・コレクティブの事例で、

それをご紹介します。

専門職後見の事例は身上監護・財産  
管理の事務手続きに徹していて、た  
だの事務管理者であるという、身上  
監護や身上保護や見守りとかそうい  
ったものが全くなくてどうなのか?  
どんな意味があるのか?ということ  
がある。それを得意としているのが  
市民後見人と言われている、手厚い  
見守りが実行可能とか、支援者側の  
喜びや生きがいにつながるものが可  
能といわれている。市民後見が主流  
化していくとよいというのがおそら  
く厚生労働省が目指していく道では  
ないかと思うのですが、実際にはほ  
んど選任されていないが、期待は  
寄せられている。

## 福祉クラブ生協とは

福祉クラブを紹介すると、「自分た  
ちが受けたいサービスを自分たちの  
手で創り出す。」「自分が払いたいと  
思える価格で自分が受けたいサービ  
スを創り出す。」という地域最適福祉  
つまり、自分たちが必要とするサー

ビスを、自分たちの手で、適正な価  
格で受けられるようにしようという  
原理でささえられた共同体で、メン  
バー間同士の連帯と互酬性の原理で  
それが実現している。なので、メン  
バーシップというのが重視されてい  
て、福祉クラブ生協の組合員になっ  
ていることがサービスを受ける条件  
です。連帯の中で成年後見をしてい  
こうということ。市民の後見人  
が大事だということです。専門職が  
持つパターンリズムが確かにあるの  
で、それは後見でも同じだと考えて  
いる。

実際の事例ですが、本人は78歳  
の方で、要介護1の男性で、妻と高  
齢者向けの優良賃貸住宅で暮らして  
いて、妻は特養に入所中。子供はな  
く親族に実兄と妻の弟がいます。大  
手電機メーカーを定年退職し、収入  
は年金の21万円程度、預貯金は五  
百万程度ある。もともと福祉クラブ  
生協の組合員で、家事支援というホ  
ームヘルプサービスとデイサービス  
を利用して来た。そういう意味では、

一つの生活協同組合がホームヘルプ  
サービスを提供しデイサービスを提  
供し、なおかつ成年後見のサービス  
を提供するということで、重層的な  
見守り支援が可能となっているとい  
う見方もできる。つまり、後見人は  
月に1回しか行けなかったとしても、  
常に同じグループの別の部署の仲間  
が見守っているというような見方が  
できるわけだ。公正証書を作るとこ  
ろから支援が始まり、本人を連れて  
公証人のところに行く、医師の診断  
書を取りに行くといったような支援  
をスタートしていく。たまには特養  
に入所中の妻に会いたいという場合  
には付き添って行くなど、いわゆる  
手厚い見守りを市民後見だから可能  
になっているということが形になっ  
て表れてくるのだと思う。私がこの  
事例からどのようなことを考えたか  
というところは、成年後見人の役割と  
いうのは決定と(サービスの)手配と  
言われる。そして事実行為は行わな  
いといわれるのだが、実際にワーカー  
(後見人受任者)というのは、通



院介助とか服薬管理、台所の片付け等、専門職後見人ならば役割とはしない事実行為をやっている。それはなぜそのようなことをやるのかと思っ  
ていると、彼らも分かっているわけです。市民後見人としての研修も受けているし、中には司法書士や行政書士の資格を持ってこのワーカーズコレクティブに参加している人も  
いるので、それが本来の後見人の仕事ではないと知りながらやっているのは、目の前で困っているのを見たらそれは仕方ないと思っ  
ている。

この生協の事案を見ると、「私たちはこの人の生活支援をしたいのだ、生活支援をするために身上監護や財産管理を行う必要があつて、後見というサービスを提供するに至つただけで、原理原則だけの後見人になりたくてやっているわけではない、生活支援をやりたいために後見制度を利用しているだけだ」ということでした。そう考えると、生活支援をしたいから後見をしているというよう  
な発想の逆転かなと思いました。

「パーソナルアシスタンス」というのもあつて、知的障害者の方も軽度であれば任意後見を利用するとい  
う選択肢が可能であれば、法定後見人として誰が選ばれるかわからない  
のではなくて、先手をうって、任意後見を共同体の中でしていくのが重要な  
のではないかとという風に考えてい  
ます。以上です、ご清聴ありがとうございました。

## 基調講演終了、後質疑応答

### 2 ある現場の事例

#### ◎事例報告 金谷理事長

#### 金谷理事長の事例説明は後段の事例報告を参照。

#### 事例へのコメント 税所さん

今回の学習会は、成年後見について皆で考えるというよりは、起きてしまったこの事例についてどのように対応していくべきかを検討する会  
と思う。しかしこれからお話しすることは、直接この事例に結びつかない

いところもあると思いますがご了承ください。

しかし一言だけ、今回の事例を私がどうとらえたかというのを申し上げます。

今伺ったところ、この柚子さんは、独り暮らしをしているのか、お兄さんと一緒に暮らしているのかわからないそうなのですが、もし柚子さんとお兄さんが一緒に暮らしているのであれば、同居しているお兄さんの意見を重視するのは当然のような気がする。(編者注、申立が受理されて以降で初めて柚子は兄に引取られた。水士舎が関わった20年間では関係は皆無だった。夫正直入院後の数か月間だけ独居だった。)

希美さんと静さんは水士舎で生活してきたが、なぜ、そのお母様のことについてまで水士舎さんで管理するのか、実態としては、この20年間お母さんを含む一家を支援してきたということがあつたと思えますが、それを裁判官としてはなかなか理解できないのだと思つた。

第三者の立場からすると、社会福祉法人が当事者本人だけでなくその家族であるお母さんのことまでとなる、なぜそこまで丸抱えしているのかというのが、客観的立場からするとなかなか理解できないのかな  
と思うので、なぜ意見聴取される機会も得られなかったのか一つ大きな問題なのかもしれない。

具体的な対応ですが、保佐人が類型変更の後見申立てをするということが一つ考えられる。鑑定が実施されているのでそう簡単にはいかないかもしれないが、経済的虐待という側面を家庭裁判所がどれだけ理解してくれるかということが1つ大きなキーになると思えます。

あと、金融機関との代理権が一部ついていないことで、経済的虐待を防げないというお話だったので、柚子さんの同意書を付けて代理権の審判の申立てをすることが可能ではないかと思えますが、そのことは検討されているか後ほどお教えください。  
成年後見をめぐる動きからすると、

後見に偏りすぎているのを保佐や補助にしていこうということなので、判断能力が保佐相当であるのにそれを後見にしようというのはおかしな話でもある。支援の在り方・残存能力の活用ということを考えると、保

佐補助にするのが可能であるのであればその方が支援として望ましいということもあるのですが、そういうことも含めて考えるとなかなか難しい事例だと思った。

## コメント 宮澤弁護士

ここまでの説明でもあったように、裁判所の決定がだいぶ遅かったというのは事実としておく。審判が出るのがなぜ遅れたのかということ、皆さんも疑問に思っていると思う。想像のレベルになるが、まず申立人自身の能力という問題。実質的には邦夫さんと依頼した人たちが争ったというような経緯があるのだろうと思われる。形としては、被後見人として申立てされたご本人の能力自体も、自分で管理できる部分もあるの

だということでも争い、大きく2か所で争ったということがあるのでその点で、裁判所が慎重に判断したのだと思っている。

## 水土舎金谷理事長

申請に家庭裁判所に行ったのは、申立人と、こちらが立てていた後見人候補の司法書士さんです。その後見人候補の司法書士さんがいる前で、この事例については障害者虐待の事案であるから弁護士さんが後見人としてかわるのが相当であるから家庭裁判所で責任をもって適当な弁護士をどなたか見つけますよという意見だった。2021年2月18日

それがなぜ土壇場で保佐になってしまったのか。その時宮澤さんにお聞きしたのは、最後の医師の精神鑑定の中に、後見相当ではなく保佐相当という文言が出てきているからではないかということだったが、出ていない。なぜ突然変わってしまったのか、

また、審判が出たら請求書の山が

出てくると私は想像していたが、案の定出てきた。

月々マイナス16万円という彼らの言い分(裁判所の調査官2名が書いている2022年1月13日に出した調査報告書では、生活費が月々10万円。邦夫さんによる柚子さんのための月7万円の借金。シカさんから50〜60万円の借金があるとされ、支出合計27万円/月に対し、収入は11万円/月)がなぜ出てくるのかわからない。後見人になれば、後見人が管理することになるので彼らにも手が出せないことになるのに、どのようにお考えたらいいでしょうか。

## 宮澤弁護士

今回の被保佐人の方の能力については、特に慎重に判断をする必要があるということで、改めて鑑定を行い、鑑定をした医師の診断結果・意見書を基に判断をしたということだと思います。

## 金谷理事長

今更という感がある。被保佐人の申立を受理した段階でその問題はクリアされていたと思う。でなければ申立では受理されていないはずだ。

## 高木医師

知的障害者の鑑定では、本人が「〜できない」と判断する場合、本人だけで判断するのは非常に難しい。介護している方や周りの方の意見を聞きながら診断書がつけられていくという過程があるので、推察するに、医師が誰の意見を参考にしてその鑑定書を書いたか、ということがある。認知症の方と違い知的障害者の鑑定の場合は非常に複雑なので、かなり周りの人の意見に左右されるということがある。その鑑定書はどういう形で出されたのか？

## 水土舎金谷理事長

こちらには、ぜんぜん相談もヒアリングも一切無かった。

## 高木医師

気になるのは、「日常的には、金銭の管理は兄に頼っていることなどを総合してみると」の、兄に頼っているという部分が入り掛かります。結果的には、「援助なくして財産を処分する能力に欠けている」と判断されているので、この「兄に頼っている」という部分が気になるので、お兄さんということになったのではないかと。これは全くの捏造だ。

### 宮澤弁護士

それもあるかもしれませんが、「中程度」というところを裁判官としてはとらえたのかなと思う。

### 水土舎金谷理事長

「金銭の管理を兄に頼っている」というのは、全く皮相な見方だ。かなりのお金が出てしまっていると思う。なぜ20年の関係を築いてきた我々のところには聴取が1回もなかったのか解せない。裁判所は、当方には聞き取りをしてくれないのか？

### 宮澤弁護士

必要があればもちろん聞くと思うのですが、基本的に、申立人の方がどれだけ支援が必要な人なのかという視点で判断するので、その方側からの情報をメインにするということはあると思う。

### 水土舎金谷理事長

我々は希美一家に20年以上の家族ぐるみの支援をしてきているのに聴取がなかった。非常に不公平で偏った見方を基調にした調書だ。

### 宮澤弁護士

さつきと同じ話になりますが、ご本人のところを確認するということになると思うので、長年関わってきたという点をどのくらい見ているかというのは裁判所の判断なので、本当のところは裁判所に聞かないとわからないと思う。実際に判断した裁判官の判断、あるいは調査官の判断ということだと思う。

### 水土舎金谷理事長

客観性を重んじるということにはあまり重きを置かないのか？最低でも両論併記だと思ふのだが。

### 宮澤弁護士

両者ということですが、訴訟などでは、二当事者対立構造という、双方対立している人たちの主張の立証を前提に判断するというのが裁判のやりかたですが、訴訟とは違って、後見など家庭裁判所の判断は、裁判所が後見的な立場で判断するという手続きなので、お互いの主張を前提として真実を発見していくという考え方ではない。裁判官は水土舎側の意見聴取は不要と考えたのだろう。

### 水土舎金谷理事長

高木さんの鑑定書のチェックは、後見相当というチェックを入れたと解してよろしいのですか？（高木さん、同意）

### 高木医師

患者さんを身近に見ていると、生

活支援が非常に重要で、障害者が住みやすい環境を我々健常者が作って生活しやすくするという考え方に基本的なことがのっとっていると思っ  
ていまして、先ほどの発達障害の事例もそうですが、本人の生活のしづらさを、いかにパニックにならないよう作っていくかということ、我々は考えているわけで、どうしても、それにマイナスになる環境や突  
然に予定変更すればパニックになる  
だろうなというようなことを見ながらやっているので、どこまで他者が  
踏み込めるのか難しい。この事例は  
大切な事例だと思います。ありが  
うございました。

### 税所さん

この事例は、「仲間」これがキーワードだと思いました。だから、共同体という言葉が一番大事だと追っているのですが、水土舎さんも共同体ですね。生活協同組合も共同体です。この社会福祉法人の理事長も自分たちは共同体だと思っている。その中



で支援も成年後見も考えていたのに、突然外から選ばれた後見人が入ってきて、代理権をもって色々やってみようと、崩れてしまうということだと思います。キーワードはその部分だと思う。

### 官澤弁護士

非常に興味深く聞いた。私も、協議という言葉は大事だと思います。

いろいろなところで協議の問題があると思うが、法律専門職について、逆に、法律専門職以外の人の偏見を感じることも私にもある。この後見の問題でもそうなのだが、弁護士は福祉の方たちに比べれば明らかに福祉面について、当然素人で知識が全然足りないということだけは間違いはない。我々もそれを自覚していて、いろいろな方と協力してこの人に最もよい支援の方法は何かというのを考えていると思っっている。代理権を持っている後見人であり、法律的にそれなりに知識があるということ前提に、そういう人をうまく使うという

発想で、偏見を持たずに協議・コミュニ

ケーションをとっていくことを考えてほしい。この被後見人なり被保護された方々の幸せをどうやって支援していくか、生活していくのにどうやってたらその人が心地よく生きていけるかということ支援する一つのツールだととらえてほしい。対立するとか敵視するとかそういうことはあまり建設的でないと思っっている。

### 税所さん

弁護士の方々というのはクライアントの意見を聞いてそのクライアントの利益のために動くというのが専門職として求められること、原理だと思っと思うが、知的障害者や認知症高齢者が、後見人にとってクライアントだと思っ思うのだが、言語化することがうまくできない方の弁護士業務・アドボカシー業務というのは、専門性として慣れてないだろうと思っ思う。だから親族の姉のような人が出てくると、姉の意見をすごく聞いて、時には姉がクライアントになってしまう、

本人の後見人なのだけだと姉の意見を聞いてしまうのは弁護士・法律家の業務上の進め方・特性から見てもそういうことがあるのかなというのが私の気づいたところだ。以上です。

### 水士舎金谷理事長

想定され得る様々なパターンを実際の事例に沿ってご説明いただき、頭の中でこんがらがっている蜘蛛の巣が少し整理できそうです。りがとうございました。

一つお聞きしたかったのは、利害の対立です、ゴネ得というか、儲かる人と明らかに詐取される人が出てくる。協議の場などの調整の仕方について、どのようにお考えですか？

### 税所さん

非常に難しい質問だと思います。確かにですが、私がびっくりしたのは、家族が果たせない家族の役割というのを、水士舎さんが今まで果たしてきたわけで、金銭管理・銀行手続き・通院管理など無料で支援し

てきました。さらに冠婚葬祭までやってきたということです。グループホームに入り暮らしていた希美さんと静さんに対してそれが行われているというのは、社会福祉法人においてよくあることかもしれませんが、

その支援が利用者のお母さんにまで及んでいるということに私はびっくりしました。家族のことまでをここまで丸抱えしている、それも無料でやっていることに、です。これは可視化されていないので、水士舎さんはアンペイドワークでこれをやっているわけですね。誰もそれにお金を伴っていると思っっていない。それを、後見制度がついて後見人が行うようになる可視化されてペイドワークに転換するようなことになるわけです。そう考えると、水士舎利用者さんの問題とお母さんの問題というのは、金谷さんは同じ延長線上で考えていると思っ思うのですが、同じ水準で考えてよいのだろうかというのは、私もあまりわかっていないのです。無料で支援してきた金谷さんとして

みれば、儲からない自分たちが除外されて、遠縁の親族を優先して事態が進んでしまっている、というご見解だと思えますが、それを20年間の蓄積を全く知らない人から見ると、「一家四人の最大の利益をわかって理解するのは自分たちで他の人は分かっているのだ」というような先ほどの図式が当てはまるところが出てくるわけです。家庭裁判所から見ると、なぜこの社会福祉法人が利用者のお母さんのことまで抱え込んでいるのかということが言われるかもしれない。ですから私としては、共同体として仲間としてやっていくこと自体としては賛成なのですが、お母さんがその共同体に入っているのかいないのか、そこが微妙なところなのだろうかと思っております。遠縁の親族よりも共同体だということは、理念として掲げてこの研究を進めてきましたが、この共同体にお母さんはたぶん入るのだろうと思いますが、金谷さんはいかがお考えでしょうか。

### 水土舎金谷理事長

いろいろな社会資源について、お母さんに説明をして、お母さんが住んでいる市役所の包括支援センターとか福祉課などにいろいろと相談しています。サービスについても、こういったサービスがありますといったことをお母さんに説明しています。このお母さんのお兄さんにも、柚子さんが地域の中で、一人で生活しなければならぬときにはこういうサービスがありますということを網羅的に説明しています。(例えば)買い物支援についても通帳からは2万円支出されていたが、地域の移動支援サービスをつかえばほとんどお金がかからない、というようなことを説明しています。また、希美が最後亡くなる時も、緩和ケアというのは身内しか入れないそうですが、病院からの緊急連絡先のキーパーソンとして病院から頼まれて対応してきた私はその病室に入ることが許されました。希美が息を引き取った際も、お母さんと静を連れて行って、私

も一緒に手をさすりながら励ましていました。これらの対応を、希美と静が所属する社会福祉法人が、もう私の守備範囲ではありませんということとは絶対に言えません。税所さんの支援者の輪というお話の中でキー概念として仲間とか共同体と仰っていた意味が問われているのだと思います。

厚労省がやろうとしている地域生活拠点事業が中々進まず、各事業者間や各福祉サービス間の隙間が今どんどん広がっている、というのが現状ですが、ここに切り込めないで右往左往している。問題だと思えます。

「ここから先は私たちの仕事ではないよ」ということでは、誰も手を出さない支援の落とし穴がたくさん出てきて、今は、それが広がっているのではないかと思えます。そこで、「やるかやらないか」というのは、制度やお金がどうかとかというのではないです。今までのかわり方のパターンリズムといわれるかもしれないが、セクシヨナリズムでここま

でなどと線引きできません。手を引いた瞬間に支援はストップしてしまうのですから。

例えば、希美の最期の時、母親・妹を呼んでくれというときに(あらかじめタクシー会社に話をしておいたのですが)タクシー会社が全部動けないということ、「それなら私が行く」ということで対応しましたが、

その時、「私の仕事でないから他の支援センターなどがやってくれ」ということになれば、お母さんも妹も病院に行けなかったでしょう。それではあんまりに無責任です。今までのかわりの中から、そんなドライな対応はできないし、それへの対価などは関係なくなってしまうし、今回もゼロです。我々の事案で問題なのは、非常に低次元で恐縮ですが、突然出てきた親族の詐欺的搾取構造の温存です。裁判所がそれを許した。

### 税所さん

ありがとうございます。今伺っていて、やはり金谷さんは、

希美さん静さん柚子さんを疑似的な一つの家族として考えていて、権限がどうかそんなことは関係なく、支援は自分がやらなければ誰もできないから支援するのだという事で支援されてきた。それで、現代社会というのが、あなたはこういう立場ですか、どういう権限を持っているのですかみたいなことをすごく細分化して追求してくるような社会ですので、今回の医療ホスピスでの連絡先が金谷さんに一本化できて本当に良かったように思います。一歩間違えば、あなたは誰ですか・親族でない人には難しい、などという病院もあり得ると思います。そういう時に、遠縁の親族というのが一番厄介だと考えられて、今回紹介した生協の事例も、なぜ成年後見をわざわざ始めたかという点、組合員として暮らしてきた方が認知症を発症してしまうと、仲間としての共同体から零れ落ちて行ってしまうことが何度かあったというのですね。どうしてかという点、本人が契約できなくなってしまうと、それを支援する者として遠縁の親族が呼び出されて、(遠縁の親族は何もわかっていないから)「生協との契約はいらぬよ。」とか、勝手に施設等との契約を結んでしまって、本人が考えていた生活とは全く違った様な最後の生活を送ることになってしまう。そうなれば、本人を守れない・組合員を守りきれないということと成年後見が必要だと彼らは考えて、任意後見を始めた。ということとを考えると、今回希美さんの件を金谷さんが最後まで支援できたということはとてもよいことだったと思いますし、かといって、今後同じような事例が出たときに、そういった方々に信頼できる後見人がついていないか、といったこともまた大事なのではないか、つまり、後見制度を防御的に使うという点、遠縁の親族が表れて本人の意思とは違うような事をしようとしたときに、それを防ぐのが後見制度なのかなという見方もあり得ます。

ですから、この柚子さんにも事前

に信頼できる後見人や任意後見人がついていれば、このような問題はおきなかったとも言えますし、静さんにも今後同じようなことが起こりうるかもしれないということで、後見制度を防御的に使う(遠縁の)親族から守るために、第三者後見人を使っていくということが、そうした場面では有効になってくるのだなという点に気づかれます。

### 赤岩職員

今回の事例だけでなく、知的障害者が食い物にされてきたという形跡のある事例があり、「そういう連鎖のようなものがありそうだ」ということと、今回の件は、金谷にもわかっていて、明確な不正義があまりにひどかったので、やむにやまれず・・・というところでは、

反省としては、手続きの中で、知的障害のある人とコミュニケーションする人や法律家が、普通の工程よりも手厚く裁判所などに伝える努力をしないと分かってもらえないとい

う感じがあつて、その点について今回振り返ってみると、ちゃんと伝わっていないということが反省でありまして、一般的な家族共同体で母さんを支援するというのは、お母さんに加えられるスキルというのは定義するうえで専門性があるという事例であるのとらえていて頑張っている次第です。

それではここで、ズームで参加している方から質問が来ていますので、ご紹介します。①後見制度を利用するのにあたつてのメリット・デメリットとか、後見人には医療判断はできないとか、後見人として何を大切にして利用者とかわわっていますか、という質問がありましたので、小沢さん、いかがですか。

### 小沢洋一さん

私は講師の方の「社会化」のことに関心があつて参加させていただきました。私は変人の後見人かもしれないのですが、当たり前のようになっているので、職業後見人もいろいろ



ろな方がいるので、やらない人もいるでしょうけど、私のように、税所さんの言われる最後の中の3つの外側を目標にやっている後見人も、中にはいますよというそれだけです。昨日・一昨日も救急搬送の方に二日間付きつきりでしたので、そういった意味では法律でやるべき行為をかなり超えているのですが、やる人がいないのでやるしかないという、皆さんの法人と同じ考えです。以上です。

### 赤岩職員

続いて、T町の福祉専門職の方、突然ですが、この辺について質問があったときに、どのようにお答えしているかアドバイスをお願いいたします。

### T町福祉課 園部さん

今日は貴重なお話どうもありがとうございました。

メリット・デメリットは今までのお話にもあったと思いますが、メリ

ットの的には、判断能力がないことで適切なサービスが使えない方の契約がスムーズに行えるということ、その都度の委任状がいちいちいらないうということ。あとは、本人を様々な不利益へ落とすということから守ることができるといふことかなと思っております。デメリットとして、権利侵害を受ける場合や不利益になっってしまう場合があるということや、専門職後見人の報酬や任意後見人も付けられた監督人の報酬について、後見人がついた後のことについてもなるべくお話しして、なるべく総合的に申し立ての可否を判断していただくように気を付けています。また、医療的判断については、「いざ看取るかどうか」というところまで来てしまっている人には、なるべく元氣なころの意向だとか、経済的に治療の継続ができるかできないかということなどであれば後見人も話せることがあると思いますので、一人で決めるといふよりも倫理カンファレンスというところで一緒に考えていた

くことになると思います。もし、これから考えるのであれば、事前に今後万が一のことがあったときにどうしたいかということになるべく本人と関係者の方と準備していついていただければとお答えするのかなと思います。

### 赤岩職員

次は弁護士さんに対するご意見・質問で、「後見人になる弁護士の方々は、あまりに障害者の特性に対する知識が乏しい方々が多い現実を、行政も含めて認識していないことが多いです。本来、障害のある方々に対して、その方の生活が豊かになるよう、その人らしい生活ができるようサポートするものでなければならぬのに、事務的にただ財産管理するだけでその人に寄り添った活動ができていないのはなぜなのか。といったご質問ですけど、千葉法テラスの弁護士佐藤さんにコメントを頂けますか？

### 佐藤 法テラス弁護士さん

弁護士が後見人になるときは、弁護士会に推薦依頼をすることになっています。ですから、弁護士会によって、障害特性とかも名簿登録要件としているところもあれば、そういうことはしないで、皆で受けましたよと決まっている弁護士会もあります。よって研修ができるころとできないころの地域差も大きいと思います。一部の弁護士は社会福祉士さんと組むなど先進的な方もいらっしゃいますが、おそらく多数の各地の弁護士さんは、そういうところまで手が回っていないのではないかなというのが現状です。

### 赤岩職員

ありがとうございます。

最後の質問は、グループホームの入居者で補助人がついてる人がいます。自分のお金をごまかしているのではないかと疑って、補助人から「やめます。」といわせたがっている。

補助人の仕事は裁判所に対する報告だということも理解しているのですが、本人に分かるように説明しないで、「裁判所に聞いてくれたらいい」と拘子定規な対応を繰り返している不信感は払拭されないのではないかと後見制度を利用されている方は基本的に年金収入のみという方がほとんどですが、資産に対して後見の報酬が高額な印象をうけていますというご質問です。

この方は、精神障害のグループホームに入居している方です。この質問に対して、こういう場合どうすればよいでしょうか。

ごまかしていると受け止めるのは、精神症状が影響しているのかもしれない。

## 水士舎 金谷理事長

資産に対して報酬が高額という印象を受けているという点がポイントだと思えますが、水士舎の経験で言うと、自己破産をして被後見人となつた方の後見人は、約10年近く、家

庭訪問すら一度もやっていません。

我々が相談を受けて彼らの財産・収入支出を調べたところ、10年間関わってきた相談支援事業所の記載していた本人の家計簿が非常に杜撰だったことが分かりましたが、この相談支援事業所も一度も家庭訪問をしていませんでした。後見人さんも相談支援事業所も、この件については支援困難ケースだといって半ば以上ネグレクトで放置されていました。

我々が父子から相談を受けて最初に行ったことが家庭訪問と家計簿の作成でした。そして後見人に赤貧洗うが如しの家計を見てもらいました。

後見人は、被後見人の父親が、彼の年金を完全に押さえてしまうので、相談支援事業所に頼んで4万円を年金として父子に渡し、年金残額の2万5千円を後見人が預かりました。そこから数千円の医療費を除いた残金が年1回後見人の報酬として支払われていたのです。24万円くらいになっていたはずですが。

父子は相談事業所を他の事業祖に変

更しましたが、たちまち5万円を父子に渡し、残金1万5千円が後見人管理に変更になりました。

今まで被後見人さんには仕事が無かったのですが、たまたま福祉施設を利用できることになり、その福祉施設では、昼食は百円で食べられるうえに工賃収入が入ることになり、減額になった後見料1万円と合わせると、月3万円くらいの余裕が生まれたわけですが。これには後日談があり、相談支援を引き継いだ他の事業所では直ちに被後見人の障害の再判定を行い、被後見人は福祉医療受給者証(医療費全額控除)を受給できました。

今、彼はその施設に通いながら従来よりは幸せに生活しています。そもそもは父親の借金の名義を被後見人が負わされ、自己破産して後見人が付いたのですが、自己破産の置き

土産で以降被後見人が死ぬまで後見は停止されません。不要なネグレクト後見という状態が続いています。被後見人を受け入れている施設長がお母さんの葬儀に出かけたところ、

参加者はお父様と本人と彼の三人だけでした。葬儀は火葬だけ、後見人も当時の相談事業所も来ていませんでした。お父様に「どうして参列者が誰もいないのですか借金でもしているのですか？」と尋ねたところ「妻が亡くなっても借金しているから親戚にも言えないです。」とこぼしていました。それほど困窮しているが、

無益な後見が形骸化して続いており、父子は今後もずっと後見料を支払い続けねばなりません。なぜ後見人も以前の相談支援事業所も困難ケースと放置し何も手を打ってこなかったのか、それが不思議で仕方ないです。

後見人としてほとんど何もしていないので1万5千円の後見料は不要です。けれども、制度が一度発動されてしまったので、停止することが困難です。父親の年金と本人の障害者年金で生活している家庭にとって後見は不要であり、後見料は高額です。

ここには後見の社会化以前の基本的な課題が厳然と存在します。誰も手

を付けようとしません。後見料は不  
労所得ですね。仕事の全部は、年一  
回の報告だけですから。

### 赤岩職

司会の不手際で時間がかなり過ぎ  
てしまいました。金谷が説明した具  
体的事例について、私なりに具体的  
アクションプランを考えてみました。

◎年金が入る通帳については、保佐  
人の代理権の及ぶ範囲とする。

◎保佐人から後見人に変更する。

今後の長期の生活や同年代の人た  
ちとの交流や、できる仕事に就労す  
るといふ観点から社会福祉法人のグ  
ループホームへの入居で居場所を確  
保しつつ、できることをしてやりが  
いを得つつ、自立した生活が継続で  
きるよう相談支援していく。状況は  
難しいのですがいくつかのプランを  
思いつきました。

最後のことに ついて、社会福祉法  
人水士舎の社会福祉の制度設計に基  
づいてそれをやるとうなるよとい  
う形でやっているように思いますが、

それと兄の邦夫さんの言い分の経費  
(無茶苦茶ですが)と我々が考える  
生活費に大きな差があるので、こう  
いうバランスシートというのを出し  
て生活を守っていかなければならな  
いなと思いました。

制度についてですが、税所さんの  
提案する生活支援の観点から成年後  
見の制度を見直すことが言われたの  
かなと、それから、ワーカーズコレ  
クティブの枠組みの中で神奈川の事  
例が出ていましたが、今回税所さん  
も研究課題として認識されたように、  
障害者とその支援就労も、我々は就  
労継続Bというのでやっているの  
ワーカーズコレクティブといえない  
ことは無いわけで)併せて考えてい  
かなければならないと思いました。  
それと、今、国は第二期後見制度利  
用促進計画で、先ほど佐藤弁護士さ  
んのほうから、一連の資料のリンク  
が送られましたけれども、こういう  
中で、我々が今ここで協議している  
現場の問題からも課題提示していく  
というのは諦めてはいけないと思

います。家庭裁判所で宮沢さんと話  
したときに、法は家庭に入らずとい  
うことを法学の時に学んで言うわ  
けですが、家庭裁判所というのはそ  
ももできなかったときに、もう少し「家  
庭裁判所でやる領域だね。」という広  
がりを持つていたものだと思うので、  
裁判所が今のような状態であるとい  
うことも別に古来決まっていること  
ではないので、税所さんの提案する  
枠組みの中で、どういう役割を担わ  
なければいけないのかということ  
を考えなければいけないという宿題  
を頂きました。最後に、成年後見人  
の報酬の出どころは、被後見人から  
出るべきですか?ということがある  
かなと思えました。以上(司会者の  
特権で)まとめさせていただきまし  
た。(水士舎有志のハンドベルの演奏)

### 税所さん

ハンドベル聞かせてもらいました。  
ありがとうございます。

私を感じたのは、今の(ハンドベ  
ル演奏者の)皆さんの表情を見ても、

ここを一つの家族として一緒に楽し  
く暮らしている場所だということが  
非常によくわかりました。そのうえ  
でいくつか赤岩さんにまとめていた  
だいたように、わたくし自身もこれ  
まで高齢者のことを研究することが  
多かったです。障害者の生活を  
守るための成年後見というのも本腰  
を入れて研究していかなければなら  
ないと思うのですが、ここには一つ  
問題があって、障害者を研究する障  
害学とか社会学の分野では成年後見  
というのは論外なのです。つまり、  
身体障害者の方がパターンリズムを  
乗り越える形で地域に出て自分たち  
の自立生活運動を展開していった、  
そういった立場から考えると、成年  
後見のように代理権を自分以外の第  
三者に譲り渡すというのは、とても  
じゃないけど認められない制度で、  
そもそも成年後見制度など大嫌いで、  
こんな制度はなくしてしまつて撤廃  
してしまつたほうがいいと言うよう  
に考えるわけです。今日私は、積極  
的に防衛のために信頼できる成年後



見人を任意後見のような形で使って  
いったらどうかということと言いま  
したが、そのような意見は、社会学・  
障害学の人たちから見ると、なか  
か受けられない意見だろうなと思  
います。成年後見制度はむしろ障害者  
権利条約に反していて撤廃したほう  
がいいという意見が社会学の世界で  
は根強くあるということをお伝えし  
ておきたいと思います。

社会化という言葉で今日私は、協  
議の場の社会化とか、生活支援の社  
会化と二つに絞ってお話ししました  
が、費用の社会化というのも確かに  
重要なことだと思っていて、それが  
どうして私有財産の中から行われる  
のかというのは、制度設計の在り方  
を含めて本当は議論されなければい  
けない。民法の成年後見制度を使  
うという20年前の社会福祉基礎構造

改革の時の急ぎ足で踏み込んでしま  
ったことから始まるねじれがこのよ  
うな形で議論が上がって来ているの  
だろうと思います。制度費用の社会  
化ということを考えなければいけな

い。それを考えるとヒントというの  
が一番始めにお話しした、判断能力  
が不十分だということを医学モデルで  
個人の責任とするのではなくて、社  
会モデルで考えるということだと思  
います。そう考えるとそれを社会の  
方で成年後見制度のような費用を社  
会の側で（保険形式とかで）賄って  
いくというのが議論になるはずで  
そういったことを考えました。今日  
は皆さんとコミュニケーションが取  
れて大変有意義でした。どうもあり  
がとうございました。

**水士舎 金谷理事長**

今日はいろいろな方から様々なご  
意見をいただきありがとうございます  
しました。特に成年後見の社会化で分析  
概念が送られてきたものに入ってい  
ました。6つの分析概念の社会化に  
ついてこれからも現場の事例と経験  
に即して考えていこうと思っていま  
す。今日はどうもありがとうございます  
ました。

**著書紹介**



税所信也著 勁草書房

2020年刊 6050円税込

本論文の目的は、2000年に施行され  
た成年後見制度というものが、どの  
ように広がり、運用されてきたのか、  
そしてそれは人びとの生活にいかな  
る影響を与えるものであったのか、  
という点を明らかにしていくことに  
ある。成年後見制度を社会学的な立  
場から分析していくにあたり、本研  
究では「成年後見の社会化」という  
言葉に着目する。「成年後見の社会  
化」とは、成年後見制度

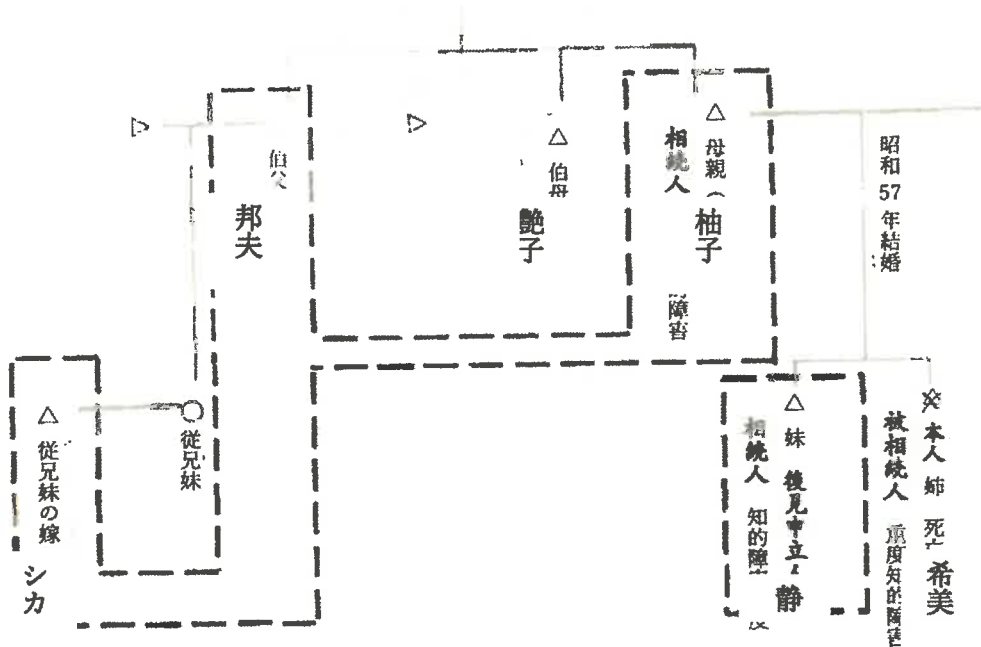
を専門とする民法

判断能力が不十分とされた個人と、  
社会はどのように向き合っていくのか  
本人の意思や、ケアの提供状況、身上監護、下達業務の執行等  
インクによる調査を通じて分析し、成年後見の社会化の意義を  
問いあわす。

学者らによ  
って  
用いられてきたも  
のであり、法学と  
いうひとつの学問  
的なパラダイムの  
なかで共有され、流  
布されてきた概念  
である。本論文では、  
こうした法学者ら  
によって用いられ  
てきた「社会化」概念

を相対化し、事例にもとづいた経験  
的な分析を通して、オリジナルな分  
析概念としての成年後見の「社会化」  
概念を構成し、提示する。これによ  
り、成年後見制度がどのような形で  
利用され、それが「社会化」と呼ば  
れているのか、あるいは成年後見制  
度を機能させるうえで、どのような  
「社会化」のかたちがありうるのか、  
という点を結論として導く。本論文  
は、序章と結論を含め、7章からな  
る。

ケース・スタディ。ある障がい者一家(両親と二人の娘、家族全員が知的障害者)の後見問題。 金谷透



昭和57年結婚  
 父 正直  
 母 希美

裁判所が描いた家族関係図。実際は申立てが受理された21年2月以降に母親は叔父の家に移った。叔父、邦夫 従妹の嫁、シカ 伯母、艶子 母親、柚子 父親、正直 妹、静(申立人) 本人、希美(故人)

これまでの正直&柚子夫妻と姉妹と兄邦夫家と水土舎の関わり

関係者 経過	希美(姉、本人、夭折)	静(妹、申立人)	柚子(母)	正直(亡父)	邦夫 (柚子兄)
	2020/11 死亡	知的軽度	知的中度	2021/2 逝去	そもそも姉妹の支援開始の最初から家族の誰からも、卒業校の先生の申し送りからも、その存在すら一切知らされず、一切の言及なし。父母からもその存在については一切の報告がなかった。 <u>何故なのか?</u>
	知的重度	養護学校高等部卒	養護学校中等部卒業。	知的軽度	
	養護学校高等部卒	企業就職		養護学校中等部卒業。企業就労	
	水土舎利用開始	水土舎 GH 利用開始			
	水土舎 GH 入居				
公的書類処理。公的機関との折衝	家族の行政関連の書類の多く(全部ではないと思う)は両親から直接水土舎に送られてきた。行政的な書類の処理や行政との折衝については、2021年春まで(今回の事件前まで)は水土舎が行っていた。2月以降はこれまでの良好な関係は失われた(破壊された)。				
伯父邦夫とその家族	今回の事案が起るまでは、その存在は柚子・正直夫妻からは一切知らされず、どんな時にも一言の言及もなかった。姉希美は一切の面識のないまま逝去、妹静は姉の死後に初めて会った。姉妹は存在すら知らなかった。 <u>何故なのか?</u>				
病院とホスピスのキーパーソン。	希美の癌が発見されて以降の病院入院時とホスピスへの転院の際も、キーパーソンは本来身内になるものだが、①居住地のAM村ON村に身内はいない、②母親も妹も知的障害者なので意思疎通に難がある、③父親は末期癌で入院中、④母親の強い希望がある、⑤希美がホスピス入院後にAB市在住の柚子の実姉艶子と初めて会ったが、彼女からも願わされた、従って金谷が対病院側との連絡折衝の一切を取り仕切るキーパーソンとなり、臨終まで付き添った。姉妹が水土舎に来て二十年間、一貫して母親からも誰からも兄の話は一切出なかった。				
伯父邦夫と姉妹	姉の希美は、生前ついに伯父邦夫の存在を知らずに逝去。妹は父親の臨終の際に初めて伯父邦夫に会う。それまでは全く一面識もなかった。				

## 現場からの報告。ある知的障がい者一家の後見利用にまつわる時系列の沿ったメモ。

2000(平成12)年4月1日、希美、養護学校高等部卒業。水土舎利用開始、18歳。実家から通う。以降、一家の行政手続等は多くを親戚の人や水土舎が代行した。役所等から書類が配達されると直ぐに親戚の人や水土舎に回送されてきた。事務処理ももちろん水土舎が代行した。

2002(平成14)年12月1日、水土舎のグループホーム(以下GH)入居。以降亡くなるまで18年間を過ごす。最初は障害者基礎年金が無かったので、水土舎から借金してGHに入居、最高借金額39万9千円は年金支給以降10ヶ月で返済。以降は年金と工賃を積み立てて貯金は漸次増えていった。水土舎の約20年間、何度も4泊5日の長期旅行に参加し、台湾、韓国、北海道、九州、四国、山陰山陽、東北、北陸上高地などの他、登山、陸上競技会、野球大会など積極的に社会参加し、生活は楽しく充実していた。

2020年10月16日入院、大腸癌発見さる。肝臓への転移も認められた。病名は転移性肝癌。

2020年10月30日(母親)柚子の卒業証明書がAM村第一中学校より発行された。柚子支援のために、独居生活を切り上げGHで生活することを念頭に、療育手帳、障害者年金、福祉医療の取得準備開始。

2020年11月6日一時退院許可、(試験外泊、最後の社会生活を体験させるため?)、11月8日帰院。緩和ケア病棟に移る。身内だけでは心もとないとの病院側の配慮で、異例ではあるが金谷を身内扱いとしてキーパーソンと定め、緊急連絡も金谷に集中させることになった。病院の書類にも本人または家族欄に金谷が署名した。金谷は24時間即応体制を取る。他の職員も手分けして手伝ってくれた。病院側からの様々な連絡や要請はすべて金谷に集中した。この期に及んでも、母親から兄の家族の存在に関しては一切言及が無かった。

2020年11月17日朝6時、最後の息をし始めたという緊急連絡が病院から金谷にあった。予定していたタクシー会社三社が共に車の手配が不可だったので、金谷は母親と妹を乗せて病院に直行。7時半頃着。病室内で希美に話しかけ、後顧の心配を払拭するため家族の安全と安穏な生活を約束して励ました。9時35分、呼吸停止を目視確認、医師の診断時刻の9時48分が死亡時刻となった。享年37歳。神主さんや葬儀の手配も告別式の準備と手配等も一切はすべて金谷と水土舎で仕切った。兄の存在すら知らなかった。

2020年11月19日、柚子の兄の邦夫と初めて会った、兄が柚子の後見の申立人となって申請手続の準備を始める。この時まで母柚子、父正直も母柚子に兄がいることを我々に話さず、家族の生活全般に渡って支援してきた水土舎関係者は柚子には姉だけがいるものと思っていた。死亡した希美も妹の静も、この時点では母の兄の存在を全く知らず、もちろん面識などあるはずもなかった。

2020年11月20日希美の葬儀。金谷は艶子には初見。兄と姉は柚子の水土舎のGH入居を強く希望した。

2020年11月25日、AM村による柚子の身体障がいの認定調査、(知的障害は後日)。

2020年12月1日、邦夫に柚子が万一実家で独居生活する場合でも、福祉サービスの利用により、独居でも生活できる旨を説明した。\*生活費に付いて注1, 9ページ以降

2021年1月18日、柚子の療育手帳、交付さる。B1(知的障害中度)。IQ39(MA7歳程度)。支援区分1。



2021年1月20日、故希美さん、納骨式(墓代80万円には大いに疑義あり)。

2021年1月22日、西毛病院医院長高木医師による家裁への後見制度の申立用診断書発行される。判断能力に

短期間内に回復する可能性  
 回復する可能性は高い (特記事項)     回復する可能性は低い     分からない

---

3 判断能力についての意見

契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

関する箇所には、4区分ある内の最下段、『支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが出来ない』にチェックが入っている。これは後に大学教員、弁護士、医師、福祉関係者などが参加した後見の社会化のシンポジウムの中で、高木医師は後見相当という意味であると証言している。

2021年1月29日。母の兄邦夫と同姉艶子への手紙。前日、兄邦夫が後見申立書作成を別の司法書士に頼めないか、後見は本当に必要かと言いつつ、突然の彼の翻意と変節に戸惑う。今回の事案の発生

2021年2月2日、貯金通帳を見せてもらった。余りに多くの用途不明のお金(領収書が見当たらない)が連続的に下ろされているので、不審に思い柚子に訊いてみた。兄貴(邦夫)がやっているのだから分からない、という返事だった。柚子の同意のうえで、通帳を預かるべく記名押印した書類を交わし、金谷が持ち帰った。

2021年2月4日、兄邦夫の息子の嫁・シカとが電話してきた。金谷は希美のお金を100万円下ろして葬儀に備えたが、何故かそれを知った邦夫、シカ、もう一人の男性(司法書士か行政書士?)が富岡警察に訴え出た。金谷は柚子に内緒で預かり証を作成し通帳を持って行ってしまった、と怒っていた(彼らは直ぐに柚子を連れ出して遺失届を提出し、通帳を再発行してしまった)。兄邦夫の翻意でペンディングになっていた後見の申立を、次女静を立ててON村内の別の司法書士に依頼する。

2021年2月4日、成年後見の被後見人の申立人として、司法書士氏と静が手続代理委任状を作成。

2021年2月8日、柚子の姉艶子から聞き取り。これは邦夫には秘密を条件に応じてくれた。

2021年2月初旬、柚子の電話が勝手に解約されてしまい連絡不可となる。兄邦夫等が柚子をON村の公証役場に連れていき、遺産分割協議書?又は信託契約?などを作成してしまった可能性がある。それをもって銀行を訪れたようだ。銀行では通帳の内容を開示してしまった。直後に銀行支店長は水土舎を訪れ金谷に報告

した。歯切れが悪かったが、早く後見の申立を行えという善意の言外の言はヒシと感じ取れた。

2021年2月14日、日曜日、邦夫とシカと柚子三名が、夜間支援員さんと世話人さんの不在となる午前中を狙って静の住むGHを訪れ、静を連れ出す。蕎麦を奢ってもらったそうだ。その際、書類にサインや押印はしていない。静は叔父邦夫と従姉のシカから、『お母さん(柚子)と一緒にAM村の叔父(邦夫)さんの家で住まないか』、としつこく勧められた。静は怖くなり黙って答えなかった。邦夫とシカは怖いので二度と会いたくないと思った(以上、静談)。

金谷の印象(殆ど確信に近い印象)では、この時すでに兄邦夫とシカからは静の勤め先からの給料と障害者基礎年金の詐取を射程に収めていたと思われる。

2021年2月18日、家裁で後見申立の申請が受理される。**後見課の説明ではこれは障害者虐待のケースだから、後見人は裁判所が弁護士に依頼する、**という話だった。以降、後見一本で話が進んだ。銀行の話では、受理書がなければ、通帳は渡さざるを得なかったということだった。遺産分割協議書か何かの書類は捏造(相続権者の一人、静の署名押印はないので捏造だと思う、推測)されていたのだと推量できる。**後見、保佐、補助のうち、後見にチェックが入っていることに注目。**

収入印紙(登記費用)	円	準口頭	関連事件番号	年(家)第
収入印紙	円			
収入印紙	円			

2021年、2月25日、午前中に叔父と名乗る男性(邦夫)が静の勤める会社に静を迎えに来たということだったが、金谷の許可がないと引き渡せないと、追い返したそうだ。午前、邦夫とシカ親子が静に会わせろと水土舎に来た。静を寄せ、故希美さんの通帳を寄せせと繰り返す。パトカー二台、私服警察の車二台が出動した。最終的に静と母親と水土舎職員と警察官が立ち会って、静に選択させた。静は怖いので水土舎を選んだ。このゴタゴタの最中、午後になって長く患っていた**父親がAM村内の病院でご逝去。**

2021年2月27日(土)、**この夜から金谷の遠くの知り合いの家に静を託す。静は恐怖でGHに居られなくなった。この秘密の潜伏は結局一か月続き、会社は全休した。(これ以降、静は何度か身を隠した)**

2021年3月1日(月)、父親正直の葬儀。朝、GHの世話人さんから電話で、邦夫とシカが静を葬儀に連れて行くためGHに来ている、というので金谷が急行。静本人は怖いので参列しない、GHにも居ない、と伝えた。担当の神主さんから電話があり、事情が事情なので今回の葬儀代は要りません、という申し出があった。

ご高配に謝意を表す。これは片が付いたらお支払するように静に話し、静も納得した。

2021年3月初め、静の勤務先の運転手さんが、柚子が実家近くの道路の真ん中をフラフラと歩いているのを目撃、車が近づいてもよけなかったと金谷に通報があった。AM村及びON村の警察、AM村福祉課に連絡を入れた。警察が実家周辺をパトカーで巡回してくれた。それ以降、何度か同様の目撃証言があった。

2021年3月始め。県障害政策課へ邦夫とシカが金谷を訴えに行った。県からの通報では泣き落とし、喚き、最後には裁判所に訴えると恫喝して帰ったそうだ。同じく県社協、警察、村役場にも同様の訴えがあったようだ。また、邦夫が艶子に盛んに委任状を書けと強訴してくるようだと関係筋から連絡があった。『金谷が希美の通帳を私して、正当な遺産相続人である母親(柚子)に引き渡すことを拒否している』という虚偽の話を捏造し、現在も希美の通帳の詐取を画策し続けている。真相は彼らの詐取から通行を守っているのだ。

2021年3月5日、裁判所より事務連絡。柚子の精神鑑定を行うことになった旨の連絡がある。

2021年3月初旬、裁判所より保管金提出書が提出されていないので、提出するようという督促がある。しかし、これより前の3月11日に支払い済みであった。

2022年3月19日 柚子の生活拠点は、完全に邦夫とシカの住む兄邦夫家に移っていることが示唆されている。しかし、ここに重大な発言がある。近所の人たちの証言によると、柚子は今年の12月まではちよくちよく実家に帰っていたようだ。兄の家にならなくなったのは今年に入ってからだそうだが、先日にも近所の人実家の近所を散歩中に柚子に会った。かつての快活さは消え、幾分腰が曲がり、覇気がなく『もう兄のところには帰りたくない』と述懐していたそうだ。(詳しく調べる必要がある)

2021年3月26日、保険金受入手続添付書、裁判所提出用、及び必要事項を記入・署名・押印して提出して下さい、という督促が裁判所よりある。直ぐに提出。

2021年5月12日、静宛てにAM村より『扶養義務の履行について(照会)』が書面で送られてきた。邦夫やシカが柚子の生保取得の策動に走ろうとしている？まさかそこまではやらないだろう(顧問弁護士談)。

2021年5月16日、弁護士から電話。柚子の姉(艶子)のところに邦夫から連絡があった。『AM村役所から(生保関連の?)文書が届いたら、何も書かずに俺のところ送ってくれ』と言ってきたそうだ。話の中で兄邦夫は、『柚子がいっぱいお金を使うので困っている、多額のお金を立て替えている』と述懐していたそうだ。この時点で既に、柚子の架空の浪費譚を捏造し、後々請求しようという魂胆が読み取れる。

2021年5月17日、艶子宛てにAM村より扶養義務の履行について(照会)の書面が送られてきた。柚子の生保の申請を画策したようだ。AM村から金谷にも照会があり、彼女の財政状況を説明。年金、遺族年金などの収入があるので村役場の担当者に生保の申請は不要である旨伝えた。(参考：当該年5月の二か月分の試算。柚子年金 21,884 円、正直国民厚生年金 285,846 円、同じく年金 11,030 円、合計 318,760 円。)

2021年5月19日、裁判所より、柚子の財産状況につき静宛てで質問があった。すべて領収書を添付して45ページの長い回答書を送付する。一円一銭たりとも遺漏なく報告されている。またこの日、邦夫とシカが自分の財産を調べられるのを潔しとせず、この生保申請を取り下げた(村職談)そうだ。



2021年5月21日、柚子名で内容証明付きの通知書が送られてきた。連絡先はシカとなっていた。『5月31日をもって静のGHを解約する。静本人は了解済み』と謳っているが全くの虚偽である。『まあ、よく言うよ』という呆れた感想しかない。『5月31日に迎えに行く』と記述してあった。31日前に静、恐怖で潜伏。

2021年5月31日、邦夫親娘が水土舎事務所に乗り込む。退去を促したがシカは執拗に食い下り、例によって終始スマホで我々の発言や様子を記録していた。この日を前に静は両者を恐れて再度身を隠した。

2021年6月4日、またも柚子名義で静のGH解約に付いての内容証明が送られてきた。顧問弁護士に委細を託す。弁護士名で回答する。金谷はON村の警察署と福祉課に通報した。指定された16日にはON村警察や私服刑事が二名来た。内々に我々を心配して保護してくれたのか？静はこの日前後も身を隠した。警察は身辺警護の必要から執拗に隠れ場所を教えてくれと迫ってきたが、これだけは教えなかった。

2021年6月30日、裁判所から精神鑑定の決定通知があった。7月30日までに書面をもって報告すること、と記載されていたが、実際には10月末日に漸く鑑定の結果が出た。鑑定料12万円は既に3月11日に支払っていた。どうなっているんだ？

**なぜ、2月18日の時点で、後見課は「これは障害者の経済的搾取の事例なので後見人は弁護士が相当だ」と言いながら、裁判所側は彼らの術策に嵌っようにすべてが後手後手になった。我々が待たされ続けた間にも邦夫親子の策動は続き、静や我々は彼らの脅威に曝され続けなければならなかった。全く不可解。**

2021年7月29日、8月14日の新盆供養のお知らせが柚子名で静宛てに届く。出席の意思なし。静は何度目かの潜伏をした。艶子(柚子姉)も口実を作って行かない、と言っていた。皆怖いのだ。

2021年9月8日。前日、水土舎の顧問弁護士が邦夫方のH弁護士と会った。その際、H氏は、①金谷は柚子を利用して利用料を稼ぐ算段だ\*生活費に付いて注1参照、②H弁護士に一時預け、審判が下りたら返却する、③静は隠れて柚子に会いに行っている、という糾問と提案と捏造話があったそうだ。邦夫とシカの差し金であることは明白。弁護士というのは(ゼニのためなら?)悪人の走狗にもなるのかなあ？

① 水土舎のGHは安価、広い、キレイで知られている。37,500円で部屋代、共益費、食事代(平日二食、休日三食)が含まれる。また、金銭管理料などの様々な徴収金はゼロ、非常に安価である。②根拠無し、論外。③虚偽。静は柚子の住んでいる邦夫家の場所さえ知らない。叔父たちには怖くて会えない。

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とします(弁護士法1条1項)。弁護士は、社会で生活するみなさんの「事件」や「紛争」について、法律の専門家として適切な予防方法や対処方法、解決策をアドバイスする「社会生活上の医師」なのです。弁護士が胸につけている記章の外側のひまわりは自由と正義を、中央のはかりは公正と平等を追い求めることを表しています。病気の予防が大事なのと同じように、社会生活での争いごとを未然に防ぐ活動は、弁護士の重要な役割の一つです。

2021年11月12日、柚子名義の静宛て内容証明。故希美一周忌の墓参の通知。出席意思なし。理由、怖い。艶子も体調不良で(を理由に?)出席しなかったそうだ。

2021年11月初旬、鑑定書が作成される(10月31日付け)。締切より三か月遅れ。この間の柚子の不合理不必要な散財は誰かの教唆によるものか、これまでの柚子の儉しい生活からは考えられない散財だ。



2021年11月17日、故希美の一週忌。現状では故希美の(強欲な?)伯父邦夫とシカが故希美の財産を詐取しようと狙っており、それに裁判所は効果的な対応策を示すことが出来ず、ずっと腰砕け状態のままだが、それをいいことに彼らは柚子(正統な唯一の相続人)を半ば洗脳し、半ば隷従させて徹底的に柚子に遺された希美さんの遺産を篡奪しようとあからさまに画策している、と思われる。

彼らには指南役として誰かがいる。全体構図を呑み込めていないH弁護士は彼らの言い分を信じているのか?故希美の墓は邦夫家の敷地内に作られてしまった(親切ごかして土地を提供してくれたが、墓代80万円には疑義あり、隣の全く同形の墓は半値であったと仄聞した)ので、墓参もできない。午前中、又も邦夫とシカが事務所に乗り込んでくる。警察に家宅侵入で通報する。邦夫とシカ親子退散。

2021年12月8日、**審判下りる。何とこの段階で保佐に格下げされる!!**。これで結論から言えば柚子は彼らが介入してきた2021年当初から、審判が延びに延びとなった分、金谷が懸念していたように、より多くの請求書がどっさり舞い込むという予想は現実となり、今後も彼らの柚子搾取の構造には本質的に手が着かないだろうと思う。予想される諸々の請求について、領収書などの精査はしてもらえるのか?怪しい。

#### インターミッション 「私は無罪を確信しながら死刑判決を書いた」 ～～袴田事件～～

2007年、静岡地裁での第一審主任判事だった熊本典道氏が、記者会見で大変なことを告白。実は無罪の心証を持っていて、三百頁以上の無罪判決文が準備できていた。が、担当裁判官の最終合議の多数決で敗れ(2対1)、しかも信念に反する死刑判決を自分が書くはめになったというのです。そして、衆議院議員会館で「死刑廃止を推進する議員連盟」の院内集会に参加。元担当判事として袴田巖さんの無実を訴えたのです。前代未聞のニュースに、裁判関係者、報道関係者ばかりか日本列島に衝撃が走りました。国内から世界に衝撃が伝播、袴田事件に注目が集まりました。

さらに熊本氏は、再審を求める陳述書を最高裁に提出したのです。

これまで金谷は折に触れ上記のシステムとしての詐取構造への懸念を主張してきたが、一縷の望みは後見が付けば彼らも旨味がなくなるから柚子はポイ捨てされるだろう。そうすれば搾取や隷従を強いられることなく、柚子は水土舎で楽しく充実した日常を送れることになる、と考えていた。だから、審判が下りた時の請求書の山は仕方ない、諦めよう、と考えていた。彼らは、邦夫がかつて囁いたように、柚子が金食い虫だ、散財家だ、と捏造話を主張するにきまっている。それを**調査報告書**や**同意書**は追認しているのだ。

『相手にも弁護士がついています、そこまではやらないでしょう』、という顧問弁護士の意見を何度か聞いているが、それはまったくの安直な性善説を前提にした楽観論であったことが明らかとなった。

**厳正中立な立場で公正な判決を下す裁判官は、刑事訴訟や民事訴訟などで両当事者の主張を聞いて真相を明らかにし、公正な判決を下す。特に刑事訴訟では、裁判官の判決は当事者の将来を大きく左右し、時には人命にもかかわるだけに、法廷に提出された様々な証拠を慎重に調べ、徹底的に真相を究明し、法に照らして正しい判決を下さなければならない。**小学生用に作成されたパンフより

裁判官は邦夫・シカの悪意を読めず、逆に我々を悪者扱いにする邦夫とシカにすり寄っている。裁判官は法律を盾にして、本来なら相続権のない守銭奴たちが画策する搾取システムを一部温存した保佐という格下げを断行した。我々側の司法書士や弁護士が、これほど悪質な事例は初めてです、という程のレアケース。警察、村や県、その他の関係者もすべてお見通しのこの単純な相続金詐取事件の片棒を、この裁判官は担いでいる。邪悪な心性を持たない市井の常識人だったら、柚子に全額相続させて終わるはずなのに、遵法の精

神に背馳した者たちが漁夫の利を得る結果となってしまった審判に、恥ずかしさを感じないのだろうか。

家庭裁判所調査官は、家庭裁判所で取り扱っている家事事件、少年事件などについて、調査を行うのが主な仕事です(裁判所法第 61 条の 2)。家庭裁判所調査官とは 調査において人と深く関わり、相手の言葉や心情に耳を傾け、問題の原因を明らかにします。未来を見据えた解決や更生に向けた意見を示したり、働き掛けを行ったりするなど、家庭裁判所の中で重要な役割を果たしています。

家庭裁判所調査官は、家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りのため、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門的な知識や技法を活用して調査活動などを行う家庭裁判所の職員です。

柚子は詐取され、しゃぶりつくされ、捨てられる。障害者の経済的虐待の事例だ、と言った後見課はこの名状し難い裁判官の前に平服し、沈黙するのみなのか。法の名のもとに不正義が行われている。これで良いのか？気の利いた子供に裁判してもらった方が余ほど良かった。制度と法が守るべき財産も身上も逆の方向にベクトルが動いた事例だ。策動を裏で支えた法律家たち同様、裁判官と後見課は恥を知るべきだ。

2022 年 1 月 7 日、同意書発行さる。同 1 月 13 日調査報告書発行さる。裁判官はグルなのか？

柚子本人が邦夫に借金している旨の発言をしている。柚子本人の生活費に 10 万円？7 万円。35 万円、次々と請求が並ぶ。こんな虚偽紛いがまかり通るのか。保佐の弁護士は『根拠を示せ、請求書、領収書を提示せよ』と問わないのだろうか。内容の精査はないのか？柚子は守銭奴にしゃぶり取られ、彼らの邪悪な行いを裁判所が後押しする、このような詐取構造の温存が本当に正義なのか？知的障害はあるけれど、人に後ろ指を刺されることのない全うな生活を送ってきた家族が不憫でならない。怒りで憤死しそうだ。

2022 年 2 月 21 日、1 月 28 日がデッドラインだった保佐人が、一か月遅れで漸く選任された。この遅滞も異例だったようだ。すべてが遅きに失した感無きにしも非ずだ。非常に虚しい、正義は不正義に汚洗された。

### 裁判官は人を裁く重圧に負けない精神力が大切

法廷での判決は人の運命を左右する。したがって、裁判官は常に公明正大で、冷静な判断力を持ち、他人の意見や外部からの圧力に惑わされない精神的な強さを備えていなければならない。また、正しい判決を下すためには、日ごろから法律の研究や判例の分析を行うなど、仕事に対する熱意を保ち続けることが必要だ。裁判官は精神的な強さと高い見識を兼ね備えていなくては務まらない。

2022 年 3 月 4 日。Zoom によるシンポジウム『現場の事例から成年後見の社会化を考える』開催。税所真也 東京大学教員、高木博敬西毛病院院長、宮澤哲哉顧問弁護士、金谷透(社福)上州水土舎理事長、赤岩順二(水土舎職員大学教員、)。弁護士、行政、福祉関係などの関係者が Zoom で広く参加した。いずれ水土舎の機関誌『無何有郷臨時増刊』で概要を報告すべく準備中である。

2022 年 3 月 19 日。柚子の近所に住む住人から重大発言あり。その人の発言の要旨。ご主人が二三日前に近所を散歩していたら柚子の家の近くで柚子に会った。多少腰が曲がってしまい、いつもよりは言葉少なだなど感じた。柚子は、もうあすこ(邦夫の家)には帰りたくない、と言っていた。更に、彼は、柚子は今年の 12 月頃までは良く帰ってきていたようですよ、ずっと行きっきりになったのは、今年になってからだと思えますよ、とも言っていた。推定の域を出ないが、我々は柚子がずっと邦夫氏に『拉致軟禁』状態であったと思っていた。しかし、それは誤りだったようだ。詳しく調べる必要がある。

2022年3月19日。この事案に関心を寄せている関係者から連絡があり、雑談の中で彼は重要な指摘を行った。保佐人は、邦夫氏側の虚偽の発言や、請求書の不備や、詐取が証明されるような場合は刑事告発も視野に入れるべきではないのか、それは保佐人の職務の範疇に入っているのではないかと、ということだ。なるほど傾聴に値する、独自に調べてみる必要があると思った。顧問弁護士は何も言わなかった。

2022年3月31日 保佐人の弁護士さんと最初の顔合わせ。顧問弁護士、水土舎の職員で大学講師同席。別紙参照。預かっていた現預金(現金はゼロ、預金通帳二通、定期預金一通)をすべて預け、肩の荷を下ろす。

2022年4月8日 保佐人(弁護士)から連絡があった。土地は昭和35年に正直さん(故人、柚子の夫)の単独名義となっている。建物は昭和53年に初太郎氏(正直さんの兄、故人)と正直さんとが半々所有していたが、平成14年に正直さんが初太郎さん分を相続し、以降は正直さんの単独名義である。

2022年4月27日 静の勤務先の工場長さんからの情報。静のお母さんが執拗に電話で連絡してきた。『静に会わせろ、話をさせろ』と強く主張してきた。何度も連絡してくるので一度だけ電話口に出させた。何を話していたのかは分からない。静を取り込んで、今度は彼女の財産を狙おうとしている邦夫とシカの黒い深謀遠慮を代弁したのではないかと。工場長には『邦夫たちの影がちらついている間は絶対に会わせないで下さい。』とお願いした。彼らのあからさまな守銭奴振りは、保佐人が決まり、彼らがもう柚子を邦夫家に拉致監禁状態で留め置くことに利あらずと判断して家に帰した後も、いささかも衰えていない。この間、柚子は金谷が希美のお金を隠匿している、というでっち上げを邦夫によって信じ込まされていたようだ。驚いたが、これは柚子と仲の良い住人が直接柚子から聞いた話だ。彼らに渡していたら乱費されてしまったはずだ。

保佐人に上記を報告、いくつかの情報を得る。保佐人から邦夫家に毎月10万円の生活支援費(名目は何なのだろう、調査報告書には『本人の生活費として10万円』とあるが、裁判所は内容を精査していないはずだ)を支払うことになっているそうだ。10万円もかかるわけがないのに、様々な名目でふんだくっていくのだろう。つくづくこの審判を担当した裁判官が結果的に詐取構造の温存を手助けしてしまった不適切極まりない判断(保佐への格下げ)の不明性と不当性に憤りを覚えずにはいられない。裁判官と邦夫一派の指南役との間に暗々裏の妥協点の探り合いや内通などありようがないと思うが。

今更ながら裁判官の突然の保佐への“格下げ”が不思議でならない。関わった司法書士さんや弁護士さんが彼ら守銭奴たちのあからさまな詐取の目論みを異口同音に『こんな悪質なやり方は見たこともない』と指摘するのに、恐れながら裁判官はこれを見抜けないほどのウツケなのか。この構図が見えていないはこの裁判官だけだ。邦夫一派の勢いに負けたのか？邦夫一派が生活支援など全くやる気がないのは明白で、彼らは単に柚子からお金をむしり取るのが目的で関わっている寄生虫に過ぎない。生活費10万円など絵空事だが、保佐人の言う『試算したら7万円ほど』という話も内容が詳らかにされない限り得心が行かない。

ウチのGHの住人の生活費は、食費、共益費、家賃で月に37,500円。食費と共益費(水光熱費、消耗品費等)に限定すれば34,000円である。柚子は買い物やその他の用事で外出する際の車代は、福祉法人の運営するサポートHを使えばただ同然だ。彼らが家の掃除や洗濯を手伝ってくれるわけがなく、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)などは村の社協等で行っている日常生活支援事業を有効活用でき、しかも彼らよりもよほどしっかりと仕事をしてくれる。また、包括支援センターに連絡すればヘルパーさんの派遣を受けることも可能かもしれない。



このようなことは村の福祉課、包括支援センター、相談支援事業所などに相談すれば様々なメニューを提示してくれるだけでなく、無料或いは格安で生活支援や付添支援などのサービスを利用できる。保佐人の身上監護の内容は、医療、住居の確保、施設の入退所及び処遇の監視・異議申立て等、介護・生活維持、教育・リハビリ等々に関する事項のうち、法律行為に関わることを扱い、現場の実際の支援行為は各関係機関に委任することができる。保佐人の身上監護は、それら委任した各機関をしっかりとスーパーバイズしてくれれば足りる。具体的には相談支援事業所に電話一本でOKだ。そしてその現場支援は以下の関係機関に委任すれば、邦夫たちより遥かに心を込めて上手くやってくれることは火を見るより明らかである。然らば、邦夫たちに月々に渡す10万円の内容と意味は奈辺にあるのか、先ずは裁判官と保佐人に聞きたい。ご主人のご逝去に伴う土地や建物の相続も全部邦夫名義に書き換えられてしまうのだろう、、、か。静も相続権があるはずだが、その辺りも彼らは視野に入れているのだろう。

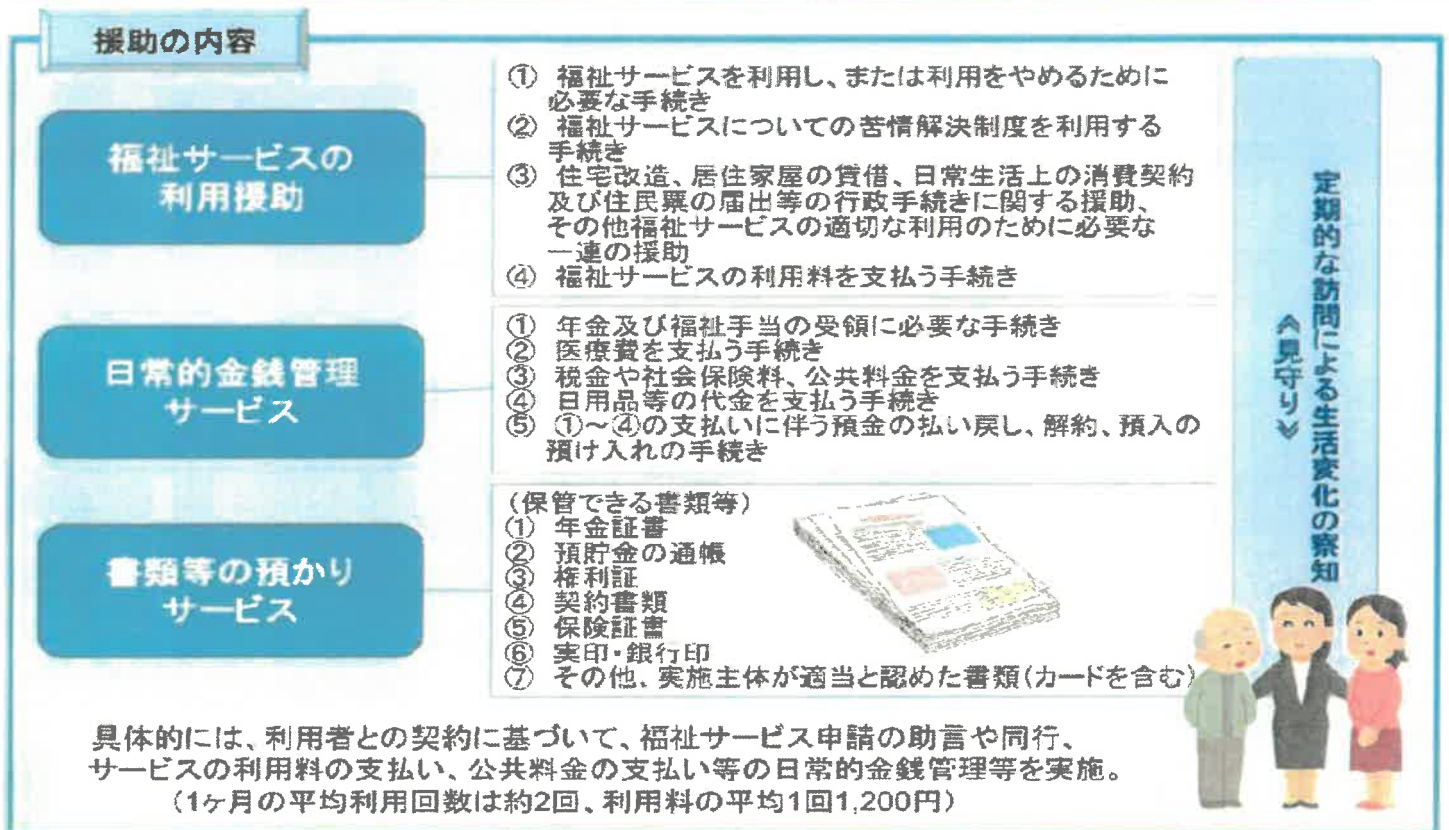
**移動支援、同行援護**、買い物、病院、行政手続き等、娯楽鑑賞、(水土舎でも移動支援事業は行っている)。ステップ1, 相談支援事業所に相談し、利用のための受給者証を発行してもらう。

ステップ2, 移動支援センター(例えばサポートH)を利用。 おそらく低料金か無料

銀行手続き(日常生活支援センター) (水土舎にも相談支援事業所がありサポート可能 **厚労省 HP から**)  
 ステップ3, AM村社協に電話して、銀行に行くことやその他の支援を依頼する。入出金その他の手続きを代行してくれる。

[https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/100517/nshien\\_2.pdf](https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/100517/nshien_2.pdf) (全社協 HP から)

### 3. 日常生活自立支援事業の対象と援助内容



邦夫たちの行う邪悪な詐欺紛いの生活支援などは問題外である。保佐人の7万円という根拠も公共、準公共の福祉サービスなどを加味すれば現実性に乏しいように思えるが、あの裁判官が10万円という額を提示したのであれば、裁判官氏は重ね重ね自分の不明と不徳を恥じねばならないはずだ。裁判官も他の公職にある人間の多くがそうであるように、堅牢な無謬性神話で武装しているので、反省や自省の回路は持っていないだろう。裁判官のいい加減な審判で柚子だけでなく静も大変な痛苦を負わされている。後見から保佐に『格



下げ』してしまった審判の間違いを裁判官は直視すべきだ。

余談だが、もしかすると正直の実兄(故人)が動産・不動産の一切合切、墓の土地まで詐取されてしまった事案も、今回のような指南役が画策したのだろうか？正直の兄の奥さんにすべての罪が帰せられ、『あの人は〇〇人だ、悪人だよ』という古典的な間違っただメステレオタイプが利用され、喧伝され、彼女は罪一切の責を負わされているが、納得がいかない。法的な手続きに精通していない素人が一人で出来る話ではない。

2022年5月1日 保佐人様ご机下

お世話になります。私はこの事件の経過を折節に日記風に綴っています。先日の保佐人さんからのお話を受けて、ここに提示したような長ったらしい報告となってしまいました。静岡勤務先への母親柚子の電話の背後に指南役の黒い思惑が見え隠れします。それから裁判官の言う10万円ですが、邦夫たちの言い分を全面受容した額だと思われます。なぜこの裁判官は邦夫たちからの言い分は聴き、我々には何の聴取も行わないのでしょうか。彼らには顧問弁護士はいないと思いますが、要所要所では弁護士が出てきます。彼と指南役(司法書士？等)は裁判所と(密接に？)連絡を取りあってきたようですが、我々は裁判官と直接にはまったく接触がありませんし、顧問弁護士もそのような機会を用意しませんでした。できなかったのでしょうか。裁判官や家裁調査官は一方だけからの聴取で判断を下す、などという軽率な行動は取らないはずですが如何でしょうか。

私は強訴する代わりに、裁判所には手紙で様々訴えてきました。その大部分が無視され捨て置かれてきたと思っています。書記官は『裁判官は全部読んでいます』と言っていましたが、信じられません。裁判官は最初から最後まで邦夫たちのペースに巻き込まれていた、だから後見ということできずずっと進めてきた事案を、『保佐相当』という文言も理由もなく、土壇場で保佐に格下げしてしまったのだと思っています。

@@

**\*注1。2020年12月1日、兄邦夫(変節前)への手紙に、低廉で利用しうる福祉サービスを列挙した。**

- ①後見人を立てて司法書士などの法律家に財産保全と身上監護を依頼する。家庭裁判所が後ろ盾になってくれるので安心です。これは兄邦夫のご協力(まだ協力者だった)もあり、すでに開始されています。
  - ②日常的な生活支援として AM 村社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業を使う。特に、4番と5番は有効です。
- 日常生活支援事業の援助の内容 (厚生労働省のホームページから)  
本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。
- 1、福祉サービスの利用援助
  - 2、苦情解決制度の利用援助
  - 3、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等  
上記に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。
  - 4、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預入れの手続等利用者の日常生活費の管理 (日常的金銭管理)
  - 5、定期的な訪問による生活変化の察知
- ③ 市の包括支援センターに相談して、ヘルパーさんの派遣などが検討できないか。(これは福祉課の P さんが調べてくれています。)
  - ④12月23日の県の判定で、知的レベル如何では福祉医療受給者証が交付されました。これがあれば医療費は歯科を含め無料となります。手帳は交付されます。
  - ⑤障がい者支援区分認定調査に必要な意見書を医師に作成してもらわなければなりません。SM病院の医師に依頼しましたが、検討中です。一回だけの面談で意見書を作成するという荒業を使いたくないというのが医師の本音です。我々もこの意志の意見を完全に承認できます。
  - ⑥移動支援事業所サポート H(電話 000000000、AM 村原宿 1)が無料または低額で買い物支援や余暇-支援を





群馬県富岡市の工場から直送します。

# 赤城屋

AKAGIYA

## 群馬県産の豚肉を使用した ドイツ伝統のハム・ソーセージ

赤城屋の商品は食品添加物の亜硝酸塩(発色剤)を使用せず、ドイツ製の野菜エキスで発色させています(一部商品を除く)。また、保存料・着色料の添加物も使用していません。基本的に肉と香辛料のみの商品です。



**A メルヘンセット** ¥3,675  
カレーヴルスト、シュワインツヴルスト、フランクフルター、  
デブレツィーナ、ウンターシャーレ (ハム1種、ソーセージ4種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.0kg)



**B リルケセット** ¥3,990  
シュワインツヴルスト、レーゲンス、アンスバッハア、コッホサラミ、  
カスラスライス (ハム1種、ソーセージ4種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.2kg)



**C パイエルンセット** ¥4,200  
ゲルブヴルスト、リオナー、デブレツィーナ、レーゲンス、  
カスラスライス (ハム1種、ソーセージ4種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.3kg)



**D ゲーテセット** ¥4,200  
ミュンヘナー、カレー、シュワインツヴルスト、フランクフルター、  
デブレツィーナ、レーゲンス (ソーセージ6種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.4kg)



**E シャートルージュ** ¥5,250  
カスラ、肩ロース、熟成ベーコン (ブロック3種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.2kg)



**F カルトエッセン** ¥5,250  
スツッツガーター・ケーゼ(ブロック)、ゲルブヴルスト、コッホサラミ、  
ウンターシャーレ・スライス、カスラスライス、生ハム1種(シンゲン  
シュベック) (ハムスライス2種、生ハム1種、ケーゼブロック1種、  
ソーセージ2種) フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.5kg)



**G ローレイセット** ¥6,300  
カスラ(ブロック)、肩ロース(ブロック)、ゲルブヴルスト、リオナー、  
アンスバッハア、ツンゲンバステーテ、アウグスブルガー・ローレテ、  
生ハム(ラックスシンケン) (計7種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.8kg)



**H ミュンヘンセット** ¥7,350  
カスラ(ブロック)、ニュールンベルガー、アルペンシュベック(ペー  
コンブロック)、ポリニイッシュ、熟成カスラ、コッホサラミ、生ハム  
1種(ラックスシンケン) (計7種)  
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.8kg)



**I ホームパーティーセット** ¥10,500  
カスラ(ブロック)、肩ロース(ブロック)、ゲルブヴルスト、リオナー、  
アンスバッハア、スツッツガーター・ケーゼ(スライス)、ツンゲンバ  
ステーテ、ミュンヘナー、フランクフルター、デブレツィーナ、生ハム2種  
(計12種) フランス産種入マスタード90g (総重量:約2.7kg)



**J 期間限定 お徳用セット** ¥3,150  
シュワインツヴルスト、フランクフルター、デブレツィーナ、  
スツッツガーター・ケーゼ、ウンターシャーレ、  
(ハム2種、ソーセージ3種) フランス産種入マスタード90g  
(総重量:約770g)

### 単品

- カスラ(ロースハム)スライス 200g ¥1,260
- スツッツガーター・ケーゼ(ミートローフ) 200g ¥1,008
- フランクフルター(ソーセージ) 150g ¥630
- シュワインツヴルスト(ソーセージ) 170g ¥802

上記価格に別途消費税がかかります。

期間  
限定

お届け期間

- 6月15日～8月15日
- 11月15日～1月15日



社会福祉法人上州水士舎のホームページをリニューアルしました。新しいURLは左記のとおりです。  
<https://suidosha.jp/>

ブックマーク登録されている方はお手数ですがURLの変更をお願いいたします。なお、以前のURLからも新しいホームページにいきます。今後とも宜しくお願い申し上げます。

ある統計

世界のコロナ感染者累計：634,984,017人(世界人口の8%)、うち死者：6,609,695人、死亡率は1.05%。  
 アメリカの感染者数累計：97,995,355人、うち死者1,074,484人、死亡率は1.1%  
 日本の感染者累計は23,134,961人(日本人の18.4%)、うち死者47,618人、死亡率は0.2%  
 例年のインフルエンザの感染者数は、

国内で推定約1000万人いると言われてます。国内で年間のインフルエンザによる死亡数は3575(2019年)〜3325(2018年)人でした。また、

直接・間接にインフルエンザの流行によって生じた死亡を推計する超過死亡概念というものがああり、この計算法によるとインフルエンザによる年間死者数は、世界で約25〜50万人、日本で約1万人と推計されています。(厚労省の統計から)。これにより、日本のインフルエンザの死亡率は約0.01%であることが分かります。

多くの人は、コロナを死に至る感染症と恐れています。日本におけるコロナの死亡率は平均でインフルエンザの二倍です。更に、下記の厚労省の統計から分かることですが、60歳以下の人たちの重症化率と死亡率はインフルエンザと同率です。60歳以上のロートルがビビるならまだしも、還暦前の皆さんは何を恐れて

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの重症化率等について

	重症化率 (注1)		(参考) 致死率 (注1)	
	60歳未満	60歳以上	60歳未満	60歳以上
新型コロナ・オミクロン株流行期 (注3、4)	0.03%	2.49%	0.01%	1.99%
新型コロナ・デルタ株流行期 (注3)	0.56%	5.0%	0.08% (注2)	2.5% (注2)
季節性インフルエンザ (注3)	0.03%	0.79%	0.01%	0.55%

いるのか、そこが分かりません。若い皆さんがそれほど極端に恐れる理由はありません。

\*\*\*\*\*

『統計でウソを吐く法』というロングセラーがある。統計なんて数字の切り取り方とか処理の仕方でもいくらでも嘘を吐ける、と嘯く仁がいる。その書の宣伝に曰く。

統計が読み書きの能力と同じぐらい必要になっている現在、「統計でだまされない」ためには、まず「統計で

他方、統計は嘘を吐かないが、嘘を吐く人は統計を用いる、という警句もある。ご留意を。

編集：知的障害者授産施設水士舎  
 編集人：代表 金谷透  
 印刷：水士舎印刷室(無断転載禁止)  
 発行：特定非営利活動法人障害者団体定期刊行物協会  
 東京都世田谷区祖師谷三のの十七の二〇二一第百円、年間購読料四百

円(送料込)

1971年6月17日第三種郵便物認可 (毎月六回5の日・0の日発行) SSK 無何有郷通信 2022年11月28日発行 SSK増刊通巻第5808号